

おふでさき三号①〈1~14〉

—「たちもの」(第1首)とは何か、「しんのはしら」(第8首)とは何か—

三号は、明治6年末から書かれ始められます。この号は149首あり、12号の182首に次いで多い。また、教理上、重要なおうたが多い。昭和3年に「おふでさき」が公刊されたときに行われた「おふでさき講習会」でも、三号について、15項目を挙げており、それを見ると、主要な天理教の教理について言及されていることが分かります。今回は、1から14迄のお歌について考察したいと思います。

前席にも申述べましたやうに、第二号と本号との間には約五ヶ年の隔りがあるので御座います。そして本号を御執筆になった明治七年には本号より第六号迄御執筆になったので御座います。本号を拝読致しますには此五ヶ年の間に本教としては次第に世間に広まり、そのために社会、官憲の圧迫、迫害が漸く繁くならうとする兆が見えかけている事、社会的には、日本が非常に欧化主義に傾いていた事を予め頭に入れておく必要があるので御座います。

扱て本号に於てお説きになりました重なる点を見ますと、大体次の一五項目を挙げる事が出来ると思ひます。即ち

- 一 本教にとって由緒の深い門屋の建築をするに就て、屋敷内の掃除を急がれた事
- 二 前管長様を道の真柱として、早く『ちば』に引き寄せたいとせき込まれた事
- 三 人間創造の理を説き聴かさうと思はれるが、世間の人は疑うて耳を傾けようとしな。併し親神様のさとされる事はみなみな実現して行くと云ふ事を高調された事
- 四 神のくどきに就て / 五 今の苦しみは先の楽しみである事
- 六 真実の心、真の心に就て / 七 『かりもの』『かしもの』より、『助一條』をおさとしされた事
- 八 用木に就てのおさとし / 九 信仰の中心と思想の中心
- 十 『こふき』に就て / 十一 御教祖の御昇天を予示して『勤一條』をせきこまれた事
- 十二 日本と外国との関係に就て / 十三 病の元と人間の定命に就て
- 十四 親神様の自由用に就て / 十五 『かんろふだい』に就て

以上十五項目を大体順を追うて申述べて見ませう。

【「おふでさき講習会録」P41~47（「みちのとも」1928(昭和3)年11月20日号）】

昭和3年の「おふでさき講習会」 《内容は決められていた》

「おふでさき講習会」は『おふでさき附釈義』全5巻が完結したのち、昭和3年10月28日から11月1日にかけて行われました。そのやり方は、7つの会場に分け、会場ごとの講師が、一定の原稿に基づいて、同じ時間に話をするというものでした。その原稿が、同年11月20日号の「みちのとも」に掲載されたものと思われる。「講習会録」を見ると各号の講義に先立って、中山正善の『「おふでさき」の刊行を終へて』と松村吉太郎の「おふでさきの公刊に至るまで」という講演が行われています。これがどこで、どのような形で行われたのかは、よく分かりません。

各号の説明は、次頁写真に写っている人の中で、中山正善、松村吉太郎や長老を除く10名が分担したと思われる。それも原稿があって、各担当者によって話の内容が異なることが無いよう準備され、時間も同一で行われたようです。

おふでさき講習会 昭和3年(1928)4月26日に註釈付きの「おふでさき」第1巻が発刊され、同年の8月をもって全5巻が公刊された。そして同年の10月28日より11月1日までの5日間にわたって、全教会長を「おやさと」に集め、天理教館、東講堂、天理教校講堂、天理教校大教室、天理中学校、天理高等女学校の会場に分かれて、「おふでさき」についての講習会が開催された。「おふでさき」第1号から第17号まで、中山正善2代真柱、松村吉太郎ほか12名の講師によって進められ、教会長は、初めて刊行された「おふでさき」を携行して、1万名近く参集した。このおふでさき講習会が、教義講習会の第1回目である。(『天理教事典第三版』P139. 2018)

「おふでさきの刊行を終えて」(開講の辞—中山正善)

本日より五日間に亘るおふでさきに関する講習会を開くにあたりまして皆様には遠路はる／＼お帰り下さいまして誠に有難うございます。

今回の講習会は皆様も御承知の如く今回本部の教義及史料集成部より発刊しましたおふでさきの完成を期してその内容をより徹底して皆さんに判って頂きたいと思ふ処より、皆様にお地場を集って頂いて講習会を開く事になったのでございまして、**内容の細かな事に就きましては各講師が詳かに説明致すことになって居ります**で、私は此処で単におふでさきに就ての二三の問題を思ひ出るまゝに述べまして皆様がこの講習会をお聴きになるたよりと致したいと考へるのでございます。

—中略(約10頁にわたって「おふでさき概説」的な話が出ている)—

終りに一寸注意して置きたいのは今回の講習会は以前のとは変りまして六ヶ所の講習会場に於て一号より十七号まで皆同じ時間に話す様になって居るのであります。その**原稿は一定して居る**のであります。それに今回はお筆先の順序を追ひまして講習することになるのでございます。是は私達講習会を行ひます方と致しましては、少々やり辛いことでありまして、各講師の苦心する処でございますが、又始めてのことでありましてその成功か否かと云ふ事は少々疑はれることでございますが、親神様の御利益御守護に依りまして順序を追ふて講習を成し遂げたいと希望するのでございます。その心算で以下五日間の御清聴を煩はす次第でございます。(「おふでさき講習会録」P1及びP11.「みちのとも」1928年11月20日号)

「おふでさき」公刊準備に当たった教義及史料集成部のメンバー

昭和3年8月2日おふでさき解釈の会議を終えた教義及史料集成部の写真

山沢為造－正善氏幼少期の管長職務摂行者71歳
松村吉太郎－会議の実質的責任者62歳
中山為信－山沢為造氏の長男、正善氏姉と結婚、中山分家創立
中山為次－山沢為造氏の次男、「教祖様御伝稿案」の筆者
諸井慶五郎－山名大教会3代会長41歳、教団法規の専門家



この写真の中に「小寒子略伝」などを書き、天理教校校長を大正9年から同12年に中山正善に替わるまで務めた増野道興(鼓雪)は入っておらず、同氏は「おふでさき講習会録」が『みちのとも昭和3年11月20日号』に掲載された後、同年11月27日に死亡しています。

「とりはらう」「たちもの」とは何かー1~4の解釈

三号の冒頭は、「たちものを…とりはらいせよ」という一句から始まります。これを通説【現行版註釈】は「道の発展上邪魔になる建物を取り払うて了え」と解釈し、その意味するところは「親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた」とし、中南の門屋が建てられたとしています。そして実際にその門屋は明治8年には出来上がり、教祖の住まいとして使われ、現在も教祖伝の北側に記念建物として残されています。

しかし、当時のおやしきの図面を見ると、門屋を建てるのに、「邪魔」とされる建物は、決して「邪魔」な位置にはないことに気が付きます。それゆえか、昭和3年の「おふでさき講習会録」では、「当時中山家の屋敷内には秀司先生と内縁関係の婦人の住居がありました」と、単純に敷地として邪魔なだけでなく、「おちゑ」との関係の清算としての説明が付け加えられています。

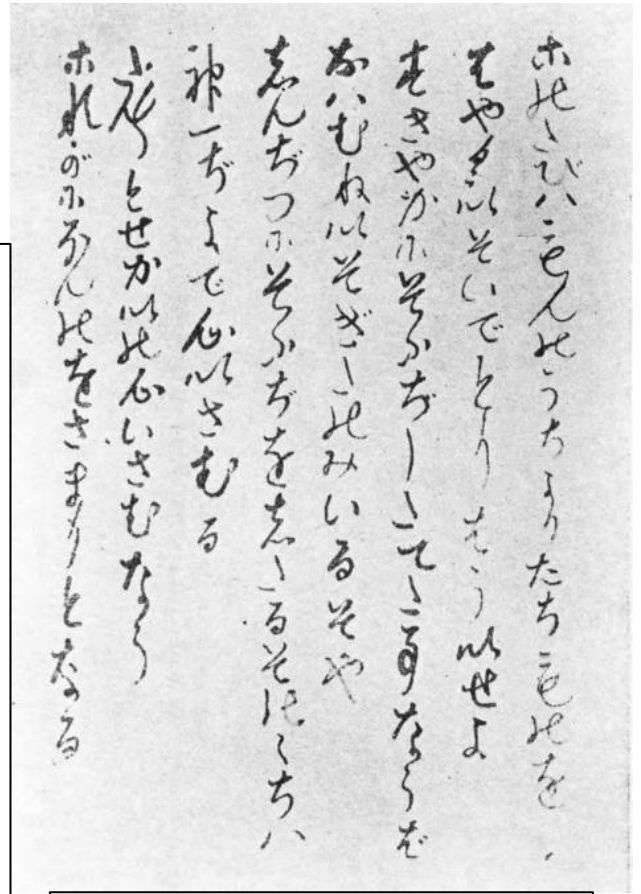
1. このたびはもんのうちよりたちものをはやくいそいでとりはらいせよ
2. すきやかにそふぢしたてた事ならばなむねいそぎたのみいるそや
3. しんぢつにそふぢをしたるそのちハ神一ぢよで心いさむる
4. だん／＼とせかいの心いさむならこれがにほんのをさまりとなる

【おふでさき註釈(現行版)】3号1~4

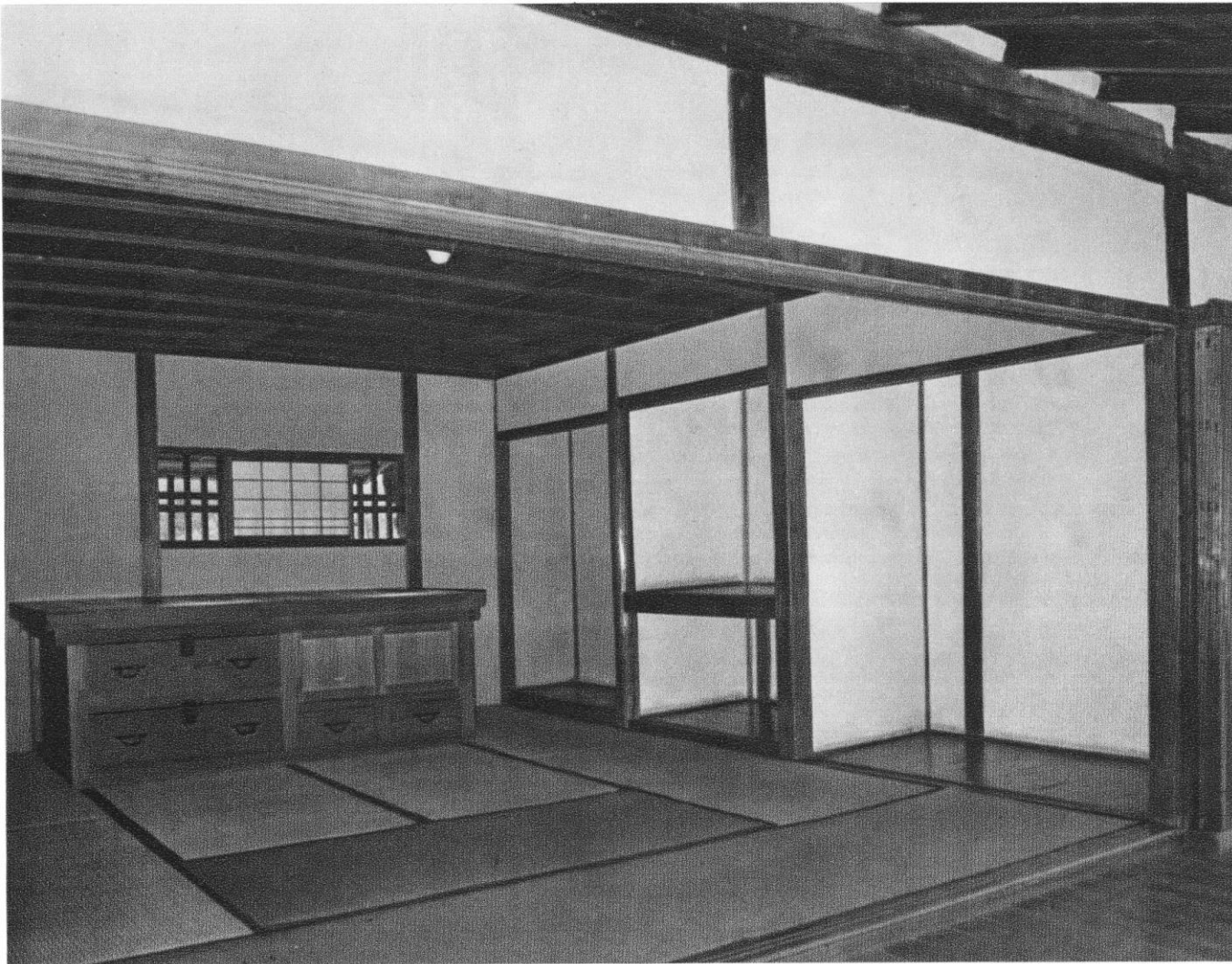
一、この度は屋敷の内から、道の発展上邪魔になる建物を取り払うて了え。
 註 親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである。

二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なむねを急いで張るように。
 註 なむねは、建築をする場合になわを張ってその位置を示すもの。
 こうして新しく建築せられた建物は、明治八年しゅん工し、教祖様は同年から十六年まで、そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となっていた。中南の門屋と呼ばれていた建物が即ちこれである。

三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。
 四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これにてほんは円く治まるようになる。



『おふでさき附釈義3~5号』
 1928. 天理教教義及史料集成部



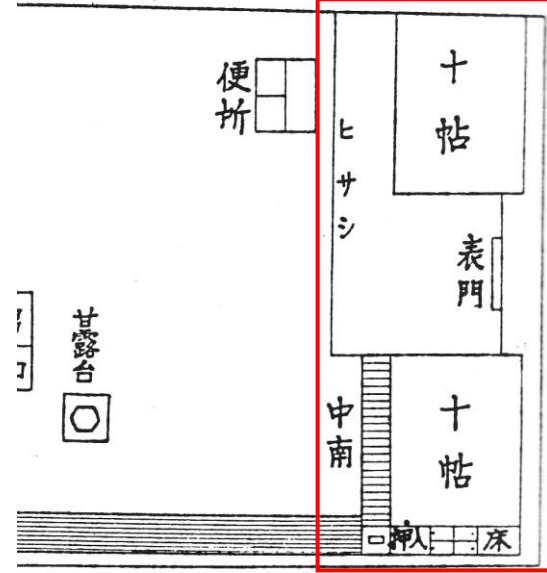
▲内部 ㉑

教祖は、つとめ場所の北の上段の間からここへ移られ、その西側の窓のある十畳の部屋をお居間として、明治十六年（一八八三年）に御休息所へお移りになるまで、ここで日夜人々に親神の思召をつたえられた。（59）

この門屋は、いまは教祖殿の北庭に記念建物として保存されている。もとは、お屋敷の南の道路に面する表門のあとにふしんされたもので、表通常門と呼ばれ、中南門屋ともいわれていた。

明治七年（一八七四年）に親神の思召でふしんにかかり、翌年いっばいに内造りができた。

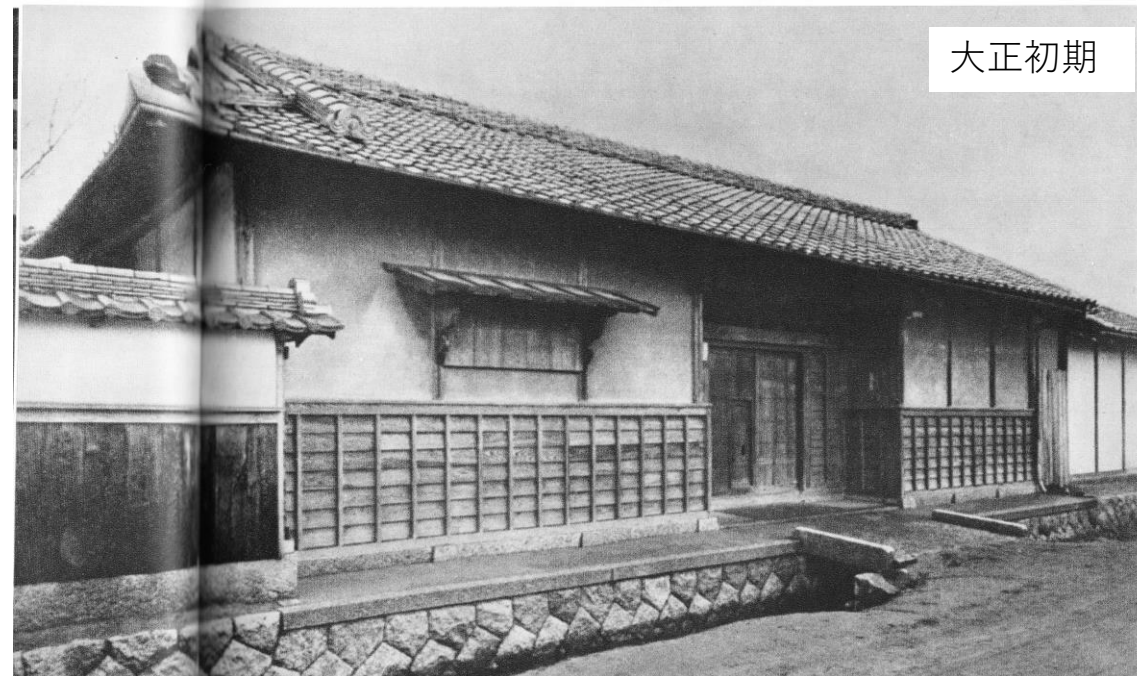
明治20年当時



「おやしき変遷史図」1951

中南の門屋

「註釈」は三号1~4のおうたは、教祖が中南の門屋普請を急ぎ込んだものと解釈しています。そして、実際に明治8年には完成したようです。この建物は、記念建物としてつとめ場所などとともに、保存されています。



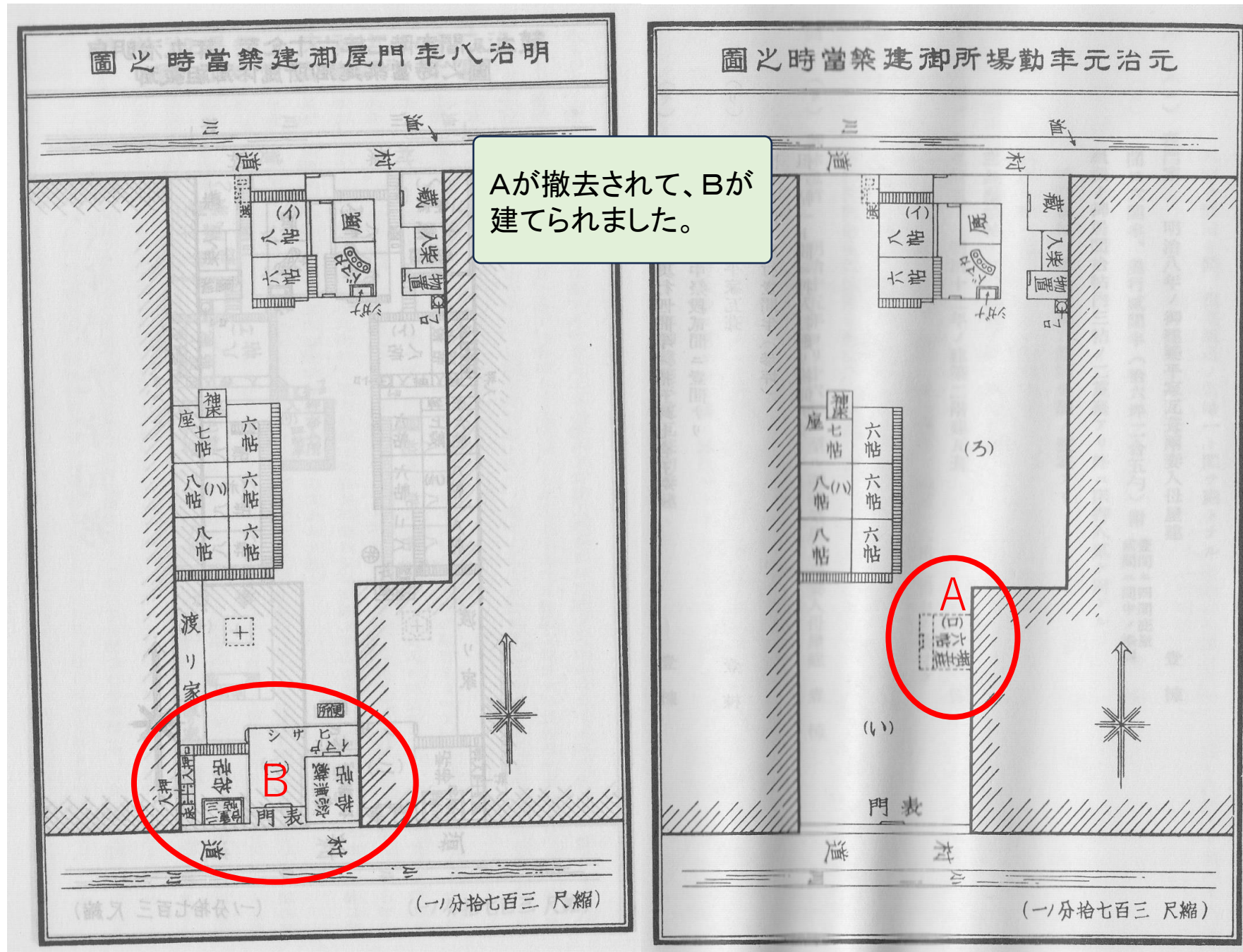
大正初期

『教祖伝参考写真集』P146.天理教青年会本部.1983

「おふでさき講習会」の1～6解釈
《埃の元になる建物を取り除く》

【「おふでさき講習会録」P42～44(「みちのとも」1928年11月20日号)】

一より六迄のお歌は、御教祖が教を御説き下さる御住居の建築を御始めになるに就て、屋敷内の邪魔になる建物を取り除いて充分掃除をするやう、すつかり掃除が出来たならば、内々の者がみな神一條の道に専念するやうになり心が勇んで来る、さうして世間の人も此道の教を信じて心が勇むやうになるから、日本の国は平和に治まるやうになる。斯う云ふ事は今迄少しもわからなかつたが、これから親神様の自由用な御働きが不思議な合図としてあらはれて来る。さうであるから、此道を信じたくない者に強いてすゝめはしないが、慕うて来ふ者は末代迄も安心の道が得られるのである。と云ふ事を御述べ下さいましたので御座ります。このたびはもんのうちよりたちものをはやくいそいでとりはらひせよ (1) ♪



↘と仰せられましたのは、当時中山家の屋敷内には秀司先生と内縁関係の婦人の住居がありましたので、実際から云ふて地取りするにはそれが邪魔にまりましたから、それを取り除いて了はうとせられたので御座いますが、今一つにはさう云ふ汚(けが)れた関係をすっきり断つて屋敷の掃除をすると同時に、内々の心を掃除をする事をお急き込みになったので御座います。それでありますから次のお歌に

しんぢつにそふぢをしたるそのゝちは 神一ぢよで心いさむる (3)

と仰せられましたのは、内々なり側々の人の心が勇むばかりでなく、真実に屋敷内の人の心の掃除が出来たならば、親神様の心即ち御教祖の心が勇むと仰せられたものと思はれるので御座います。さうしたならば神一條の心となり親神様も内々も、付き来る人々もみな勇んで、今迄に見えなかった不思議な親神様の自由用が現れて来る事を御示しになったものと考へられます。実に此号に於ては神一條、助一條を高調せられ、世界の人々の心の勇むやうになる事を御急き込みになっているので御座います。此号の終りの方に出て参りますお歌に於ても

いちれつにはやくたすけるこのもよふ 上下ともに心いさめで (142)

にち／＼にせかいの心いさむなら ものゝりうけはみないさみでる (143)

と仰せられまして、『助け一條』によって、上に立つ者も一般の者も共々に心が勇むやうにしようと御望み下されたので御座います。それ程で御座いますから屋敷内から邪魔になる、又埃の元になる建物を取り除いて、御教祖の教を御説きになる所の建築を、親様は非常に御急き込みになったので御座いますが、当時の中山家としては教を御説きになる所と御住居とを別々に御建てになる事などは思ひも寄らん事で、此年には漸く門とそれに続いた住居と倉との建築を始められたので御座います。これは普通に人々は『中南』と称へまするもので、只今は移されて東講堂の入口にあります。あの長屋付の田舎風のお粗末な門屋がそれでありました。その当時の中山家としてはそれさへも容易な事ではなく、此小さな建築が二年かゝつて、漸(や)つと翌八年に竣工し、その費用として信徒から僅かな寄付金を集めたと云ふ廉(かど)で、御教祖が拘引の上取調べを御受けにならねばならなかったやうな状態であったので御座いますから、親神様としては第九号に

月日よりやしろとなるを二人とも べつまへだてゝをいてもろたら (第九号5)

と仰せになって居られますやうに、御住居と教を御説きになる所とを別にした建物を御望みになった事と拝察されますが、当時の中山家には逆(とて)もそんな余裕がなく、あんな狭いお粗末な御住居と教を説かれる所とを兼ねたものしか建てられなかったので御座います。併し此建物は本教にとっては非常に由緒の深いもので、明治八年から同十六年御休息所の出来る迄御教祖はそこで教を説かれ、そのあと十六年から二十三年迄は飯降伊蔵先生が、そこに住まはれ、飯降先生が二十年に本席となられてから同二十六年新築の御用場へ移らるゝ迄は其所をお運び場所とせられ、これを錦の仕事場と仰せられましたので御座います。【「おふでさき講習会録」P42~44(「みちのとも」1928年11月20日号)】

つとめ場所で行われた神道説教－「たちものを取りはらへ」とは「神道教理を排除せよ」の意

「おふでさき註釈」は三号1のおうたについて「教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた」としてありますが、三号が書かれる前、明治6年11月4日にお屋敷(たぶん「つとめ場所」)では石上神社の神職によって「三条の教則説教」が行われていました。

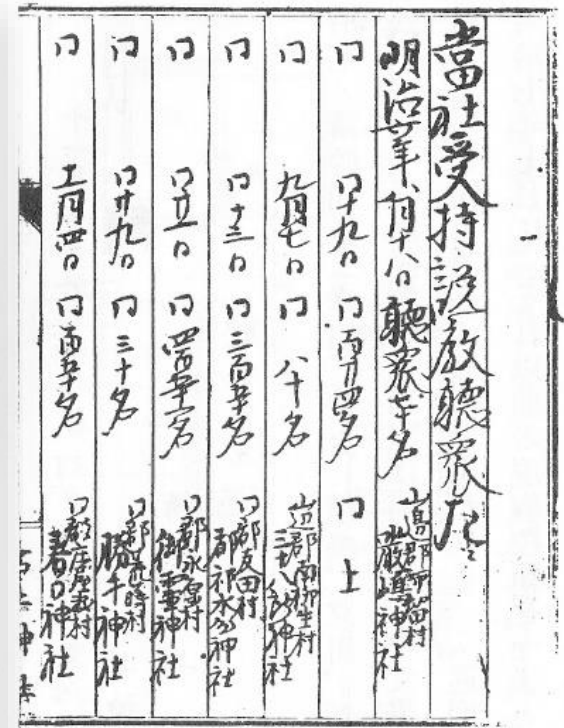
三号の表紙には、「明治七戌年一月ヨリ」とありますが、外冊の5.のおうたには「十月三日」とあり、これは陰暦で陽暦では11月22日になります。「説教」が行われた同月のうちに、三号は書かれ始めたのです。

「おふでさき講習会録」は「邪魔」な意味として「おちゑ」が住んでいたことをあげていますが、前回の二号解釈で「親神の教えが、吉田神道に属する形になっている」(『おふでさきを学習する』P125.安井幹夫)ことの解消を「やしきのそふじ」であるとの解釈からすると、「おちゑ」云々の話は見当違いの解釈で、ここで「たちもの」という言葉が表現しているものとは、具体的には、「つとめ場所」であり、内容的には、その場所で行われた「三条の教則の説教」と解釈できます。

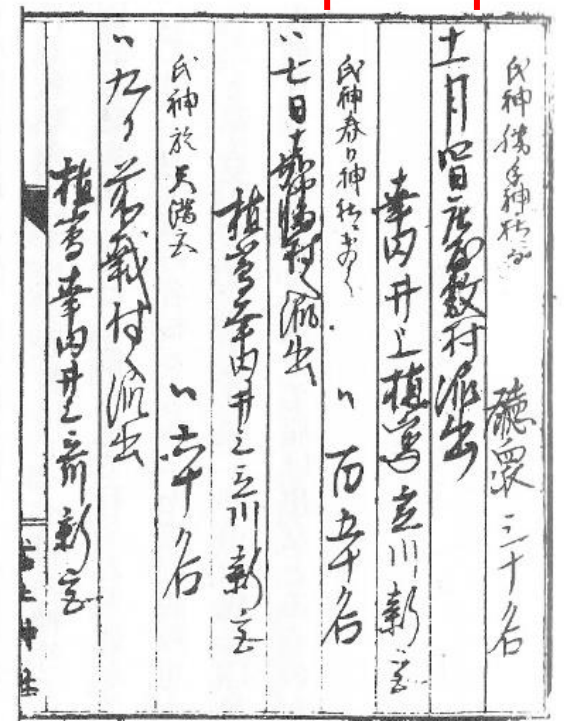
2の「なわ」には、ただす、すみなわで曲がりをおすように、まちがいをただすという意味があり、1, 2のおうたは、お屋敷に入り込んできた「高山の説教－神道の国民教化の教説」を取り払い、間違いを正して、神の教えに戻せという教祖の思い表現しているのです。そのように解釈すると、3号が《148 高山のせきよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ》で締めくくられていることと繋がってきます。

十一月四日庄屋敷村派出／幸田井上植嶋立川新宮／氏神春日神社二において聴衆百五十名

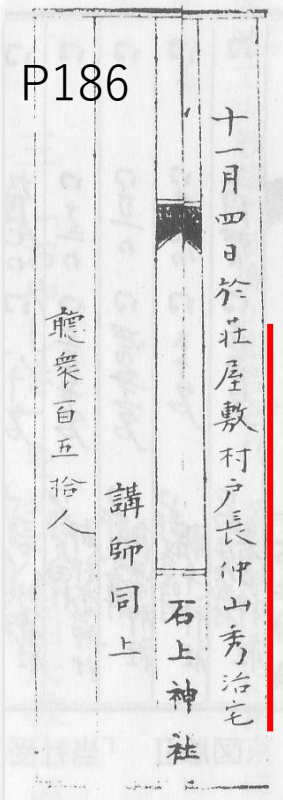
原典成立とその時代 P185



図版Ⅱ 「当社受持説教聴衆届」



図版Ⅰ 「教導課日記」



P186

「原典成立とその時代」池田士郎. (『ビブリア (天理図書館報)』93号1989及び『教祖とその時代』1991.道友社)、「十柱の神」考(その2) 早坂正章. (「天理教学研究37号」1999) にこの資料の詳しい解釈が出ている。

教部省と大教院に指導された教導職たちは、地方の各神社や寺院を説教所として、三条の教則に基づく説教を全国的に展開した。説教日を定めたり、高札を掲げて説教を聞きに来るように呼びかけたので、多くの人びとが教導職たちの話を聞きに来たようである。記録によれば、一カ所に千人もの聴衆が集まった報告もある。また、村の有力者の家で行われることもあったようである。もちろん、こうした説教へは役所等からの指示で半ば強制的に動員された聴衆も多くいたことは想像に難くないが、それにしても「此の神道的教化運動は明治七、八年ごろまで可なり盛んに行はれた」との見方があるように、教導職たちの熱心な活動に支えられていたのも事実である。その意味では、教導職制度は宣教使制度とは比較にならないほどの成果をあげたと言える。明治六年から明治八年までの足かけ三年ほどは、この教導職による大教院の宣教活動が最も活発に展開された時期であり、教祖の周辺にもこの波がおしよせていた。／ ところで、奈良に中教院が開設されたのは明治七年三月十七日のことであったが、石上神社では、すでに明治六年九月十七日に教導職を任命して、説教活動を始めていたことが『明治六年教導課日記 石上神社』（天理図書館近世文書）に記されている。それによると、九月十七日に教導可多専務事として幸田思成、井上治助、立川弘毅、新宮龍善の四名が任命され、他に教導可多兼務事として植島頼政が任命され（植島は十月十七日に専務となっている）、翌十八日より説教を執行している。聴衆は男十名に女二十名の三十名と記されている。場所は記載されていないのでわからないが、おそらく石上神社であったと思われる。それは後日の事項を見ると、石上郷の各村で説教が行われる時には講師を派出、との記述があるところから判断するならば、無表記は石上神社で行ったと見るべきであろう。／ 以後、精力的に説教を行った様子が窺われるが、多くは石上郷の各神社を巡回して説教をしたようである。その中の一つに、明治六年記載分として「十一月四日庄屋敷村派出／幸田 井上 植嶋 立川 新宮／氏神春日神社ニおみて 聴衆百五十名」（図版Ⅰ）という記述がある。このことは、石上神社の大宮司菅政友、少宮司今園国映の連名で明治七年五月に大教院へ届け出た『当社受持説教聴衆届 石上神社』（天理図書館近世文書）に、「同（明治六年）十一月四日同（聴衆）百五十名 同（山辺）郡庄屋敷村 春日神社（図版Ⅱ）」との記述があることによっても確認することができる。

だが、奇妙なことに、『明治七年七月／巡回説教聴衆扣／石上神社』（天理図書館近世文書）という詳細な巡回説教の記録では、明治六年十一月四日の項に「於庄屋敷村戸長仲山秀治宅／講師同上（幸田、井上、植嶋、立川、新宮）／聴衆百五十人」（図版Ⅲ）とある。文書の表書きを見る限り、この『巡回説教聴衆扣』は前の二つの文書より後のものということになるが、内容的には明治六年の「教導課日記」と同じころのものと思われる。『巡回説教聴衆扣』は明らかに日付の前後するものが綴じられており、明治七年七月に、それ以前の説教控類を一まとめにしたものであろう。むしろ、半ば公的な『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』の作成に際しての原資料となったものと思われる。というのも、『教導課日記』や「当社受持説教聴衆届」では、説教はすべて村の神社で行われたことになっており、個人宅での記述がないのに反し、『巡回説教聴衆扣』では、個人宅で行った記述が各所に見られる。すなわち、神道的国民教化を実践する石上神社としては、石上郷の各村々で行った巡回説教を大教院やその他の役所に報告するに際して、個人宅よりも神社で行ったと報告する方が、より強く神道教化を印象づけると判断したものと考え、個人宅で行われた説教はすべて村の神社でしたことに変えて届け出たとみるのが妥当ではないだろうか。（「原典成立とその時代」池田士郎〈『ビブリア（天理図書館報）』93号、1989及び『教祖とその時代』1991、道友社）

「註釈」を踏襲する現行解釈 池田士郎氏の『『神道説教』を排除せよ』説は、その後の「おふでさき」三号解釈に影響を及ぼすことはなく、現在に至っています。同氏が紹介した「明治六年教導課日記 石上神社」等の史料は、『『十柱の神』考(その2)』早坂正章(「天理教学研究37号」1999)でも使われましたが、こちらは三号1~4解釈には全く触れられていません。

2017年発行の『おふでさき通解』は「註釈」通りの解釈ですし、晩年の八島英雄氏も「註釈」の門屋普請説を踏襲しています。2016年に私刊本として発行された『みちのとも』連載のものをまとめた『おふでさきを学習する』は、三号1~7の部分は飛ばして、8から解釈しています。「註釈」の門屋説と史料に基づく神道説教排除説に挟まれて、解釈を避けたということでしょうか。昭和3年にできた「註釈」によって、新事実が出てきても、それに基づく新解釈ができないというジレンマに陥り、『おふでさき』研究そのものが出来なくなるという一例です。

このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ 三 1
まず掃除を仰せ出されます。この度は「もんのうちより」屋敷内から、「たちもの」これはお屋敷の中にあった掘立小屋のような建物で、教祖の思召に沿わない住まいだったと言われてしています。これを早く取り払うように命じておられます。「はやくいそいで」と重ねて仰しゃっているところに、直ちに取り払って、次の段取りを進めるようにとの思召がうかがえます。そして、

すきやかにそふぢしたてた事ならば なハむねいそぎたのみいるそや 三 2
「なハむね」は、漢字を当てれば縄棟です。縄を張って建物の位置、配置、概略を示すものと言われてしています。奈良の春日大社のおん祭では、縄棟祭というのがあって、お渡りの時の休憩所と申しますか、そこに縄と若松で造った仮の館のようなものを造ったりするそうです。普請に取り掛かる用意です。すっきりと掃除を仕立てたならば、かの建物をすっきり取り払ったならば、普請に掛かる段取りを急ぐよう、よく頼んでおく。この普請というのは、註釈にありますように、中南の門屋の普請です。
(『おふでさき通解』P61. 上田嘉太郎. 2017. 天理教道友社)

このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ 三 1
すきやかにそふぢしたてた事ならば なハむねいそぎたのみいるそや 三 2
三号の冒頭は、大勢の誠真実でできたつとめ場所は天輪王明神という神社になって誤った教を説いている。何とかしたいが、この掘っ立て小屋では、来る者に教を説くことができない。門屋を建ててほしいというのです。「なハむね」とは、こちらは門で、こちらは作業場で、こちらは居間ですと、縄張りすることです。棟上の前に、地所を固める前に、ここに建物を建てると地取りすることを指しているのです。これらの歌が書かれたのは明治七年一月です。

本席さんたちを中心に、教祖の教を自分たちが学ぶために、教祖が安住できる門屋を造ろうという動きがだんだん出てきたのがこの時なのです。今も記念建造物として残っていますが、あの門屋は大和の民家のものとしては大きなものです。
(『ほんあづま』466号. P7. 八島英雄. 2007)

『稿本天理教教祖伝』中の門屋に関する記述一三号と関連付けられていない

明治6年にお屋敷で神道説教が行われたという史料を紹介した池田士郎氏の「原典成立とその時代」が発表されたのは、1989年及び1991年ですが、それ以前に書かれた天理教の文献を読むと、教内の一定の人々は此の事を知っていたのではないかという疑惑が湧いてきます。まず、『稿本天理教教祖伝』には、「おふでさき」三号の冒頭部分と中南の門屋建築とを関連させた記述はありません。三号の冒頭部分が門屋を建てろとの指示であったとすれば、『稿本・・・』にもそれについて書かれて当然という気がしますますがそうっていないのです。

《年が明けると明治八年、教祖は、親神の思召のまゝに、第六号半ばから第十一号までのおふでさきを誌され、心のふしんを急ぎ、つとめの完成を急込まれた。／ 当時、お屋敷では、前年に棟の上がった門屋の内造り最中であった。P126》

《明治八年夏から、秀司並びにこかんの身上障りと、門屋の内造りとが、立て合うた上に、九月二十四日（陰暦八月二十五日）には、教祖と秀司に対して、奈良県庁から差紙がついた。明日出頭せよ、との呼出しである。／ 教祖は、何の躊躇もなくいそ／＼と出掛けられた。教祖の付添いとしてはおまさ、折から患って居た秀司の代理としては、辻忠作が出頭した。安達源四郎は村役人として同道した。こうして、教祖は、初めて奈良へ御苦勞下され、種々と取調べを受けられた。／ 抑々、天理王命というような神は無い。一体どこに典拠が有るのか。何故病気が治るのか、などと質問した。それは山村御殿の時と変らなかつたが、辻忠作に向っては、当時普請中の中南の門屋に就いて、経費の出所を訊いたので、これに対して忠作は、中山様より出された。と、答えた。P132－133》

《門屋は、八年一杯に内造りが出来た。教祖は、北の上段の間からこゝへ移られ、その西側の十畳の部屋をお居間として、日夜寄り来る人々に親神の思召を伝えられた。P134》

「おふでさき」中の「ふしん」の用例

- 一号35. このあくじすきやかかのけん事にてハ
ふしんのしやまになるとこそしれ
〃 38. あしさいかさきやかなをりしたならば
あとハふしんのもよふはかりを
四号 6. それからハたん／＼ふしんせきこんで
なにかいそがし事になるなり

「おふでさき」中に「ふしん」は3例あります。「註釈」も「ふしんとは、心のふしん、即ち世界人心のかく清を意味されたものと解す」（一号38の註）とあるようにこれは実際の建築を意味するのではなく、心の問題なのです。ところが三号1～4を実際の建造物、そして建築と解釈し、教祖の周辺の人々は門屋の建築を始めたのです。門屋は明治7年中に外観はおおよそ完成したようですから、実際に工事にかかったのはつとめ場所の建築の例から見ると、秋の頃からでしょうか。四号は明治7年4月に書かれていることから、教祖は「ふしん」が実際の建築のように解されることを危惧して、それ以降、その使用をやめたと考えるのは考えすぎでしょうか。11

この本は、1981年に当時天理大学教授であった芹沢氏が書いたもので天理教道友社から出版されています。当然、「註釈」に基づいた説明が行われています。そして、一番最後の所で、「親神の思惑と当時の信者の精一杯の努力との間にずれがあったことも想像される」と書いています。これは「おふでさき講習会録」を基にしたことが記され、そこには「御住居と教を御説きになる所とを別にした建物を御望みになった事と拝察されますが、当時の中山家には逆(とて)もそんな余裕がなく、あんな狭いお粗末な御住居と教を説かれる所とを兼ねたものしか建てられなかった」とあります。「おふでさき講習会録」は「註釈」の本部による解説ですから、「註釈」の枠の中です。しかし、芹沢氏は、枠の中のような形をとって、それ以上のことを書いたとも解釈できます。

当時のお屋敷においては、不要の建物として、嘉永六年以後どんぞこの時代に住まわれた掘立小屋の程度の建物が「つとめ場所」の東側にあったと伝えられる。ここに明治初年頃一時秀司先生の妻子が住んだ。それを取払って、新しい建物を建てようとしたのである。縄棟とは、どれ位の建物をどこに建てるかを表示するものであるから、その規模や大きさは教祖の口より既に明かされていたであろう。実際出来たのは南側の門屋で明治八年竣工した。この門屋は、東側は窓無し倉、西側が十畳ほどの居間で、ここに教祖が明治八年より同十六年まで住まわれた。親神の思惑と当時の信者の精一杯の努力との間にずれがあったことも想像される（「みちのとも」立教91年（昭和3年）11月20日号44頁参照〈※これは「おふでさき講習会録」〉）。（『おふでさき通訳』P65. 芹沢茂. 1981）

『評註御筆先』は、1. については、「無用の建築物を取り拂へ」とありますが、2. では、「曲がれる道を直くせよと云ふことである」と書いています。また別の話になりますが、「甚助の妻きよは秀治氏と関係があつた」とあり、『安江本』にも「きよ」が出ています。いつ頃のことか定かではありませんが、教祖が秀司に「ハかきによほふ」をもらうように計らったのは、これが関係している可能性もあります。

1. このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ

此の歌は門内より無用の建築物を取り拂へとも亦埃を取り拂らへとも解釋することが出来るが（参考 此の年の秋御門を建つ）一説には当時本部の内に假住した夫婦（甚助の妻きよは秀治氏と関係があつたといふことである）を他に移轉せしむることを歌はれたものであると云つてゐるが参考迄に掲げて置く。

2. すきやかにそふぢしたてた事ならば なむねいそぎたのみいるそや

なわ（縄）とはたゞす（正す）とかなほし（直し）はかる（度る）とかのり（法）とか云ふ言葉である。なむね（縄棟）は即ら（原文のママ）直棟にして眞直の棟即ち正法をさして云ふ。従つて此の一篇の歌旨を簡単に云へば曲がれる道を直くせよと云ふことである。〈『評註御筆先』大平隆平. 大正4(1915)年〉

『おふでさき』安江本. 大正14年. 編輯者安江明

一時本部ノ内へ住セシ甚助妻きよノ一家ヲ他へ移スコトヲ云フ（三号第一首目の上部に記載されている）

6. こんものにむりにこいとハゆうでなし つきくるならばいつまでもよし

『おふでさき通訳』(芹沢茂.P65)は、5.6のおうたを1から連続するものと区分けしています。

1～4のおうたを明治6年にお屋敷内で行われた神道説教を排除せよとの意に解釈すると、お屋敷の中には、その「神道説教」に好意的だった人もいたわけで、そのような人に対して、教祖の教えの方に無理について来いとは言わないとの主旨でしょう。

これは「神道説教」を行った人(「屋敷」内の神道派)にとっては大変厳しい言葉です。これは教祖の教に帰依しなければ、教祖の信仰グループから排除することを意味したからです。

「屋敷」内の神道派は、これを避けるために取った方法が、「おふでさき」に書かれた教祖の思いを別の意味に故意にとって、教祖の思いを無視することだったのではないのでしょうか。

それが、「たちもの」を撤去して門屋を建てることだったのです。

三号

5. いまゝではなによの事もハかりない これからみゑるふしぎあいつが
6. こんものにむりにこいとハゆうでなし つきくるならばいつまでもよし

「註釈」も八島氏の見解も、信仰する気のない者はついて来なくていいという6. のおことば通りの解釈なのですが、そういわれたものは誰かを特定しているかいないかが大きな違いです。

「おふでさき」が秀司に手渡され、秀司が表紙を14号まで書き続けたことから、5. 6. のおうたが秀司に対して発せられたと理解できます。

【現行版註釈】

五、これまでは何彼につけて、親の心を悟る事が出来なかったであろうが、今後は不思議な合図が現れて来るから、それによって、よく親神の意のあるところを了解するがよい。

六、註 信教は人々の自由であるから、この教に帰依する事を好まぬ者に強いて信仰せよとは決して言わぬ。慕うて来る者は末代までも安心の道が得られる、と仰せられたのである。

これは陽気づくめというのは、皆でたすけ合うのですから皆が参加しなければならないのですが、我が身だけが、今さえ結構ならば良いと、秀司さんが拝み祈祷の信仰を教えていて、たすけ合う気が全くないので、ついて来られない者はついて来なくとも良いと、厳しい言葉が出されたのです。(「ほんあづまNo246」 P15.八島英雄.1989)

「しんのはしら」とは何か

三号7. は「水にたとゑてはなしする」ことを言っていて、これの「註釈」は昭和3年版、12年版も、現行版とほぼ同じです。問題は8. の「しんのはしら」が何を指しているかです。

「現行版註釈」は、「しんのはしら」とは「かんろだい」「道の中心となる人」「中心思想」と3点を挙げ、9. では「しんばしらたる可き人……真之亮に決定」と人物を特定しています。

三号

7. これからハ水にたとゑてはなしする すむとにごりでさととりとるなり
8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい
9. このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん
10. この水をはやくすまするもよふだて すいのとすなにかけてすませよ
11. このすいのどこにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや
12. このはなしすみやかさととりついたなら そのまゝいれるしんのはしらを
13. はしらさいしいかりいれた事ならば このよたしかにをさまりがつく
14. このはなしさととりばかりであるほどに これさとりたらしよこだめしや

【現行版註釈】

七、これからは水を例にとって教を説き諭しするが、水が澄んであるとは、人々の心にほこりが無くて綺麗な事であり、濁ってあるとは、人々の心にほこりが積もっている事であるから、それによって各々に悟るがよい。

八、親神が心から急き込んでいるのは、一日も早く中心を定めたいという事である。

註 しんのはしらとは、中心柱の意であって、元来は建築上の用語である。故にすべて、しんとなるものを言うておられる。

本教では、おつとめの時はかんろだいをさし、人の時にはこの道の中心になられる方をさし、心の時には中心思想を言う。

即ち、人類創造の理を現し、たすけ一条の信仰の中心地点を示すかんろだいを、「にほんのしんのはしら」と仰せになり（第八号八五参照）

本教の中心たるお方を「うちをふさめるしんばしら」と仰せになっている。（本号五六参照）

本歌は、かんろだいのつとめの完成を目指して、この双方にわたり、建設確立をお急き込み下さっている。

九、この柱を早く入れたいと急いでいるが、皆の心が澄んでないので、入れる事が出来ぬ。

註 当時、かんろだいの模型は出来て居たが、その立てられるべきちは未だ定まっていなかった。又、親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、樺本の梶本家の三男真之亮様に決定しておられて、早くおちばに定住させたいと思うておられたが、そばな者はこの親神様の胸の中を悟らず、各々勝手な考えを抱き、皆の者が一致していなかった事を、仰せられたのであるという。

昭和3年版は8. 9. ともに初代管長、真之亮と特定

昭和3年版が8. 9. ともに真之亮を特定しているのに対して、12年版では8. に「しんのはしら」として甘露台と教団の中心たる管長が併記されています。9. で「真之亮様に決定」は3年版、12年版、現行版とも変わりません。

【昭和3年版註釈】

八、親神が心からせきこんであるのは、中山家の後継者であって将来此の道のしんばしらとなる人を、早くちばに引き寄せたいことである。

註 此の「しんのはしら」とは初代管長を指さる。

九、此の道のしんばしらとなる人を、早くちばに引き寄せようと思うけれども、みなの方が各々勝手な思案をして心が一致していない。

註 親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、櫛本の梶本家の三男真之亮様に決定して居られて、早くおちばに引き寄せたいと思うて居られたが、中山家以外にこれを求められる親神様の胸の中をそばな者は測りかねて、各々勝手な考えを抱き、皆の方が一致して居なかった事を、仰せられたのである。

【昭和12年版註釈】

八、親神が心からせきこんであるのは、甘露台を据え同時に将来此の道の しんばしらとなる人を、早く ちば に引き寄せたいことである。

註 しんのはしら とは、心の柱であって、中心柱の意で、その語源は、建築上の用語に発して居る。

本教にては、有形、無形、何れの意にも用ひられて居るのであって、先づ抽象的な意に於ては、信仰と言ふ意味に用ひられて居る。本号五十七参照。

次に具体的な用例としては二つあって、その一つは、本教礼拝の目標たる甘露台をさして用ひられ、もう一つは教団の中心たる管長を指すに用ひられて居る。

この八の御歌にては、具体的なこの両者にかけて用ひられたものと拝察する。

九、甘露台を据え同時に此の道の しんばしら とする人を、早く ちば に引き寄せようと思ふけれども、みなの方の心は未だ澄んでない。

註 親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしら たる可き人を、櫛本の梶本家の三男真之亮様に決定して居られて、早くおちば に引き寄せたいと思うて居られたのである。

8. の「しんのはしら」は真之亮であると「昭和3年版註釈」はいうのですが、三号が書かれたのは明治7年です。その当時、中山家の当主は秀司でまつゑを嫁に貰っています。まつゑに男の子が生まれるかもしれず、真之亮はまだ梶本家の子で、中山家の養子になることも決まっています。その時点で「真柱＝真之亮」は常識的には無理があります。その無理を無理のないことにする説明が「おふでさき講習会録」に書かれています。そのポイントは「親神様は櫛本の梶本家の三男真之亮様がお生れにならぬ前から、こんど生れる子はお道の真柱となるものだから、真之亮と名を付けると仰せられて、将来中山家の後継者であってお道の真柱となる可き人であると御決めになって置かれた」ことです。では、その根拠はどこにあるのでしょうか。

「おふでさき講習会録」P44（「みちのとも」1928年11月20日号）

次に七から一四迄のお歌は、御教祖が道の真柱とお決めになった初代管長様を早くちばに引き寄せたいと御考へになりましたが、人々が勝手な思案をして、心の一致しないことに対して御さとしになったもので御座います。元々親神様は櫛本の梶本家の三男真之亮様がお生れにならぬ前から、こんど生れる子はお道の真柱となるものだから、真之亮と名を付けると仰せられて、将来中山家の後継者であってお道の真柱となる可き人であると御決めになって置かれたのであります。それでありますから真之亮様はお生れになった時から中山家を嗣がる、事に決定せられてあったので御座います。それで成人せらるゝに連れて親神様としては成る可く早くおちばに引き寄せたいと御望みになりましたが、其当時は未だ秀司先生御夫婦が存命で居られたのでありますから。其御二人の間に男の子が生まれられるやら、女の子が生まれられるやら人間にとつてはわかりません。若し男の子が生まれられたならば、当然其方が中山家の後継者となられ従ってお道の統率者とならる可き人でありますから、何故早まって中山家以外にこれを求められるのか、側のの者は親神様の胸の中を測り兼ねて 各々勝手な考へを抱いて皆の心が一致しなかつたので御座います。そのみならず中には野心を抱いて非望な考へさへ持つものがあつたと云ふ事が御座いますから、みんなの人は人間心の埃にまみれて親様から御賢になると非常によごれていたものと考へられます。

それで / しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらはやくいれたい (八) / と真柱となられる真之亮様を早く『ちば』に引きよせたいと御急き込みになったので御座いますが、人々の心がそんな風で御座いますから / このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん (九) / と人々が親神様の御心を疑ひ、勝手な心遣ひをしている事を水が濁っていると仰せられて、そんな事ではお道の中心である真柱を入れやうがないから、早う人間心を去って親神様の胸の中をさとるやうと / この水をはやくすまするもよふだて すいのとすなにかけてすませよ (一〇) / このすいのどこにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや (一一) / とおさとしになったので御座います。

梶本家の三男真之亮が真柱となる根拠—『正文遺韻』

昭和31年に出版された『稿本天理教教祖伝』には、教祖が真之亮が生まれる前からその子が「真柱の真之亮」であることを言われたとあります。これが「おふでさき講習会録」の記述の根拠ということになります。

これの出典は『正文遺韻』(昭和12年発行.山名大教会編)の「帯屋許之始」です。同書の著者である諸井政一(山名大教会初代、諸井国三郎の長男)は明治21年、12歳の時に地場(天理教本部)の人となり、明治36年、27歳を以って不帰の客となりました。同書はその間における先人からの聞き書き集です。ですからこの話は明治36年以前に「ちば」に伝えられていたこととなります。

同年、おはるが懐妊った。教祖は、／「今度、おはるには、前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの真之亮やで。」／と、懐妊中から、仰せられて居た。月みちて慶応二年五月七日、案の定、玉のような丈夫なおとこの児が生れた。教祖は男児安産の由を聞かれ、大そう喜ばれた。そして、／「先に長男亀蔵として生れさせたが、長男のため親の思いが掛って、貰い受ける事が出来なかったのので、一旦迎え取り、今度は三男として同じ魂を生れさせた。」／と、お話下された。(『稿本天理教教祖伝』P66.1956)

帯屋許之始

さて又、おきみ様の御はる様は、御夫婦御仲至つてむつまじく、たのしく御暮し被遊まして、三年の後、則ち、安政二年に、御子様が御できなされまして、其時始めて、神様のおびやゆるしといふ事を御きかし被下たのでござります。神様、何もかも、うちからためしして見せるでと御話しでござりまして、御はるさまに御授けになりました。そこで、おはる様は、神様の教へ被下通りにして、御安産なされまして、御生れになりましたのが亀松様と申す御方のでござります。

註 此頃の御許は、御教祖様御息を頂かして被下たるなりと。御供御下付なりしは後の事なり。(辻先生に承る)

此の亀松様は、六歳にして御向ひ取りになりました。其時御教祖様御越しになりました。少しも御なげき被遊ず、更に御悔みもあらせられず、亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は庄屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられましたさうでござります。それから七年たちまして、此の御方御生れになりました。其時に、教祖様の仰せになりました事を、おはる様も御忘れ被遊て、□□といふ名前を御つけになりますと、御教祖様御きゝになりますして、『これはせんの亀松やで、真之助と名付けるのやで』と、御聞かし被下ますから、早速真之助と御改称になりますして、後間もなく助を廃せといふ御達しがありましたので、そこで新治郎と御改めになりました。即ち、只今の御本部長様でござります。註 亀松様前生は御教祖様の生父様なりとの御咄。(辻先生に承る) (『正文遺韻』P39.昭和12<1937>年)

『増野鼓雪全集』にも出ている「真柱真之亮やで」

『正文遺韻』とほぼ同じ話が昭和4年発行の『増野鼓雪全集第五卷』にも出ています。そのことは『正文遺韻』の「編者のことば」にも書かれています。ただ、細かな部分で『正文遺韻』とは異なっています。比較しやすいように、異なっている部分に線を付けておきます。

なぜこのようなことが生じているのでしょうか。諸井政一の書き残したものを忠実に文字にしていれば、このような違いは、あり得ないのではないかとも思います。

『正文遺韻』の原稿は公開されていないので、何とも言えませんが、疑問の残る所です。

此の『道すがら外編』は二篇とも、先年史料集成部へ提出し、其の全部を写真に御撮り頂き、又管長様より、昭和十一年一月号『みちのとも』誌上に、其の一部を御引用下されて、ありがたくも広く御紹介の栄を賜ふたのは、此の上もなき欣びである。向、此の『道すがら外編』は、昭和四年刊行の増野鼓雪全集第五卷に、『教祖伝講話』の名で集録せられてゐる。念の為め此の点附記して置きたい。(『正文遺韻』巻頭「編者(※諸井慶五郎)のことば」)

さて又おみき様のお春様が、御夫婦仲至つて睦しく楽しくお暮し遊ばされまして、三年の後即ち安政二年、お子様がお出来なされて、其の時初めて神様の帯屋許しと云ふ事をお聞かせ下されたのでございます。神様は「何もかもうちからためしてみせるで」と云ふお話でございまして、お春様にお授けになりましたさうで、お春様は神様の教へ下された通りにして、御安産をなされました。お産れになりましたのが(帯屋始め)龜松様と申すお方でございます。この龜松様は、六年にしてお迎ひ取りになりました。この時教祖様がおこしになりましたして、少しもお嘆き遊ばされず、更にお悔みもあらせられず、龜松様の死體をお抱き遊ばして、

「是は庄屋敷の真柱真之助やで」

と仰せられましたさうでございませう。それから七年たちまして、此のお方がお生れになりました。その時、御教祖様の仰せになりました事は、お春様もお忘れ遊ばされて、

「どういふ名前をおつけになります」

と教祖様にお聞きになりましたところ、

「それは前生龜松やで、真之助と名づけるのやで」

と仰せ下されましたから、早速真之助と御命名になりましたして、後間もなく「助」廢止と云ふも達しがありましたので、そこで新治郎と御改名になりました。即ち、只今の本部長様でございます。

(辻先生のお話によれば龜松様前生は、御教祖様の御生父様であると)

年	「是は庄屋敷の真柱、真之助やで」に係る事項
安政6(1859)年	亀蔵(松)死亡。教祖「是は庄屋敷の真柱、真之助やで」 / 慶応2(1866)年真之亮(新治郎)誕生。
明治6(1873)年	「しんのはしらをはやくいれたい」三-8 教祖、執筆。(新治郎、数え年8歳)
〃 14(1881)年	4月8日、秀司死亡。
〃 年	6月18日、秀司の長男音次郎、村田家に養子に行く。
〃 年	9月23日新治郎、中山家に入籍。
〃 15(1882)年	5月22日、まつゑから新治郎(17歳)へ戸主切替、9月22日、家督相続。
〃 21(1888)年	4月、神道本局部属六等教会として、東京府より認可。7月奈良県に移転。
〃 23(1890)年	12月、新治郎、まつゑの子まち(明治31年にたまへと改名)と結婚。
〃 40(1907)年	6月6日、「おさづけ」授訓者、本席より上田ナライトに替わる。6月9日、本席死亡。
〃 41(1908)年	11月、天理教一派独立。「神道直轄天理教会本部」から「天理教教庁」と「天理教会本部」になる。教庁のトップとして新治郎、管長に就任。本部長は、管長の併任。「管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」とす。
大正3(1914)年	12月31日、中山新治郎死亡。
〃 4(1915)年	中山正善(11歳)、管長襲職、山澤為造摂行者。
〃 7(1918)年	7月11日、授訓者、ナライトからたまへに替わる。
〃 8(1919)年	7月、諸井慶五郎「教規講義」にて、行政の長たる管長と教義の長たる本部長を「真柱」の名での統一を提言。
〃 14(1925)年	4月23日、正善管長就職。5月教規にて「本部長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」と変更。授訓者、たまへから正善へ。
昭和2(1927)年	11月、『おさしづ』公刊。昭和5年10月完了。昭和4年、地方別に『おさしづ』講習会開催。
〃 3(1928)年	『おふでさき附釈義』公刊。三-8註「此の『しんのはしら』とは初代管長を指さる」とす。
〃 4(1929)年	3月、『増野鼓雪全集五』に「是は庄屋敷の真柱、真之助」の文が掲載出版-安政6年の教祖の言葉の根拠。
〃 12(1937)年	6月、『正文遺韻』(山名大教会)、「是は庄屋敷の真柱、真之助」の文(『全集』と細部で異なる)が掲載出版。

教祖伝、天理教史中の「真柱」に関する事項を年代順に並べてみました。

「梶本家の三男真之亮」が中山家に入籍したのは、明治14年9月3日です。戸籍に「中山新治郎」の名で出ています。「真之亮」ではないのは、「助を廃せといふ御達しがあ」ったので、「新治郎」に改めた(『正文遺韻』P39)ためということになります。『稿本天理教教祖伝』には、入籍の日ではなく、中山家に移り住んだ日ということで、明治13年が記されています。入籍の日と移り住んだ日の違いは秀司が生きていたかどうかという点です。秀司は明治14年4月8日に亡くなりました。秀司には音次郎という男の子がいましたから、もし秀司存命中であれば、新治郎の中山家入籍を認めたかどうか、疑問の残るところで、その点を考慮して、『稿本…』では亡くなる前の年を書いていると思われます。入籍が秀司、まつゑの共同意思か、まつゑのみの意思かということです。現実的にはそれが問題なのですが、「おふでさき講習会録」などの資料は、入籍を「しんばしらの真之亮やで」という教祖の言葉から、教祖の意思としているわけです。

秀司の子、音次郎は、秀司の死後、明治14年6月18日に田村(『復元37号』P210に「勾田村親類惣代村田音次郎」とあり田村ではないかもしれない)の村田家の養子に行き、16年に中山家に戻っています。教祖は音次郎を養子に出す事に反対していたようです(おふでさき十六号24. 25. 及び「73. こしらゑをやるのハしばしまちてくれ ところみづなかいはめるごとくや」)。

音次郎が養子に出された後、14年9月に新治郎が入籍し、15年5月22日にまつゑから新治郎へ戸主切替(『復元37号』P119)、同年9月22日に中山家の家督を相続しています。その後、まつゑは同年11月10日に32歳で亡くなりました。

明治十三年九月三十日、陰曆八月二十六日には、初めて三曲をも含む鳴物を揃えて、よふきづとめが行われた。

—中略—

真之亮は、この年、十五歳で梶本の家から、元のやしきなる中山家へ移り住込むようになった。(『稿本天理教教祖伝』 P149,151)

明治十四年九月廿三日大阪府添
上郡市本村梶本惣治郎二男入籍
明治十五年九月廿二日相續

中 講 義
補 大 講 義
中 山 新 二 郎
明 治 廿 一 年 十 一 月 二 十 日

慶應二年五月七日生

「すけ」が
使えなく
なったため
に真之亮を
新治郎に改
名した。

前 戸 主
養 母
中 山 マ ツ エ
父 亡
中 山 秀 治
母 亡
中 山 マ ツ エ

中山家
戸籍謄本

2代真柱出生以前

『復元』37号P107

真之亮は、秀司が出直した後に入籍し、まつゑが出直す前に相続している。

考四 中山家戸籍謄本(現真柱様御出生以前)
本籍地、奈良縣山邊郡丹波市町大字三島村五番屋敷、平民

明治15年に中山家の家督を相続した新治郎は、明治41年に一派独立した天理教の管長に就任します。その時に出来た「天理教教規」では、「第十一条 管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」とあります。「おさづけ」の授訓は明治40年6月6日の本席飯降伊蔵「おさしづ」によって、上田ナライトが本席からその任を引き継いでいました。天理教にとって「さづけ」は特別な救済手段であり、さづけを取次ぐことによって親神の守護が得られるとされています。そしてその「さづけ」を授けるものは教祖、本席、ナライトと継承されていたわけです。しかし、明治41年教規には「管長」がその任に当たるとあって、ナライトの立場は全く認められていません。この教規と現実のずれを天理教はどのように解決したのでしょうか。

金光教本部教庁が発行した『教団』(大淵千仞.1968)という本に、管長とは「国家の宗教を統制する機能を代行する仕組み」であり、「それぞれの宗教はそれぞれの意義や目的があるのです。それは大なり小なり、少くとも国家の権力の問題とは本質的にちがったもの」で、「戦前までの日本の宗教の在り方は」「一つはその宗教本来の意義、目的というもの、一つは国が要求する国家権力を代表しておるところの管長による統理、この二つの原理、といっても現実には後者によって、宗教は動かされるという在り方にならざるを得ない仕組み」であったとあります(当資料P27に引用部分全体を掲載)。金光教では管長と神前奉仕者(教祖の後継者)の対立という形でこの問題が表面化し、神前奉仕者が管長の役割を兼ねるという仕方での問題を乗り越えました。金光教では管長、神前奉仕者の両方共が、教祖の血筋を引く者であったことも幸いしたのかもしれませんが。明治33年に天理教に先行して一派独立した金光教の事例は、天理教の場合を考える上で非常に参考になります。かなり長い金光教に関する記述になりますが、以下、2020年8月資料を提示しておきます(一部修正)。

【天理教教規(明治41年)】 第一章 名称教旨及祭神 / 第一条 本教ハ天理教ト称ス / 第二条 本教ノ教旨ハ天理教教典ニ依ル
 第三条 本教ニ於テハ左ニ列記シタル十柱ノ神靈ヲ奉祀シ之ヲ天理大神ト奉称ス
 國常立尊 國狭槌尊 豊斟淳尊 大苦邊尊 面足尊 惶根尊 伊弉諾尊 伊弉册尊 大日靈尊 月夜見尊
 第二章 教庁及教会
 第四条 天理教教庁ヲ奈良県大和国山辺郡丹波市町大字三島教会本部内ニ置キ本教ノ教務ヲ総管スル所トス / 教庁出張所ヲ東京ニ置ク 一中略一
 第三章 管長
 第九条 管長ハ教祖ノ血統ヲ以テ世襲シ内務大臣ノ認可ヲ経テ就職ス / 第十条 管長ハ一切ノ教務ヲ総判ス
 第十一条 管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス / 第十二条 管長ハ教師ヲ命免ス 一中略一
 第二十八条 教会本部ノ職員ハ左ノ如シ 本部長 執事 / 第二十九条 本部長ハ教会本部ノ教務ヲ監理ス 一中略一
 管長襲職規程 第一条 教規第九条ニ依リ 中山家男戸主管長タルモノトス 一中略一
 教会規程 第一章 教会本部 / 第四条 本部長ハ管長之ヲ兼ヌルモノトス 一以下略一

大正8年12月17日、管長の金光萩雄(初代管長、教祖の四男)が亡くなります。萩雄は宅吉(教祖の五男、神前<広前>奉仕<取次>を教祖死後に継承)が亡くなった明治26年に自分の後継者として嫡出子である之照を決めました。ところが之照は明治44年に萩雄より先に死んでしまいます。この時萩雄は「管長ハ金光本家ノ子孫之ヲ継承スルモノトス」と教規を改正しています。萩雄には之照の他にみな嫡出子ではありませんでしたが何人か男の子がいました。そこで家邦が管長職を継ぐこととなります。

右の文は、その家邦が管長になる前、神前奉仕を20年近く勤めていた攝胤(せつたね、宅吉の子、宅吉の死後、神前奉仕を継承)に対し、帳場の番頭だと侮称していたことが書かれています。この記事を読むと、大正初期の頃でも神前奉仕というものがあまり重要視されていなかったことが分かります。また、家邦に対する教内者の感情はあまり好意的なものではなかったことも分かります。それゆえか、家邦の管長就任時に就任反対の運動が起き、教団改革の要求が出されます。その中には「大教会所ノ神聖即チ神前奉仕ノ尊嚴ヲ根本トシテ規定スベシ」といったものがあります。14歳の時から30年近く、毎日早朝から夕方まで神前に座り続ける攝胤に対する処遇について改善要求が出されています。

大正10年に大教会所落成祝祭が行われます。その時の写真を見ると、管長家邦と攝胤が並んでいます。これは初代管長とともに、金光教の一派独立に貢献した佐藤範雄が、管長、広前奉仕者を互いに神聖なものとして併存することを望んでいた意向の表れでしょうか。

後年の伝えによれば、大正の初年、金光家邦が広前奉仕を帳場と呼称し、その従事者を番頭と侮称していた。広前奉仕者に帰依している者にとっては、中傷であり屈辱として響いたであろうことは想像に難くない。憤激した教政者は、広前奉仕が教祖時代より間断なく行なわれていたこともあって、その位置と存在意義を確立しなければならなかった。ここに大教会所職制化の一面の要因を見出すことができる。だが、果して、当時において、広前奉仕の位置を是が非でも確立しなければならぬという意識がどの程度まで生じていたかという点になると定かでない。むしろ、広前奉仕に対する意識は稀薄であったといっても過言でない。何故ならば、管長が信仰の統率者として大教主を兼任する教規にもとづく以上、広前奉仕は管長職の代行としての地位しか与えられていなかった。そのかぎりでは、金光家邦の見解があながち的を外れていたとはいえない。帳場、番頭という呼称が語感として蔑みの響きを与えるところから、問題の焦点は、むしろ金光家邦にあり、彼の言動に反発したといえなくもない。「教団統理者選出の変遷」宮田真喜男、『金光教学』13号、1973、P43

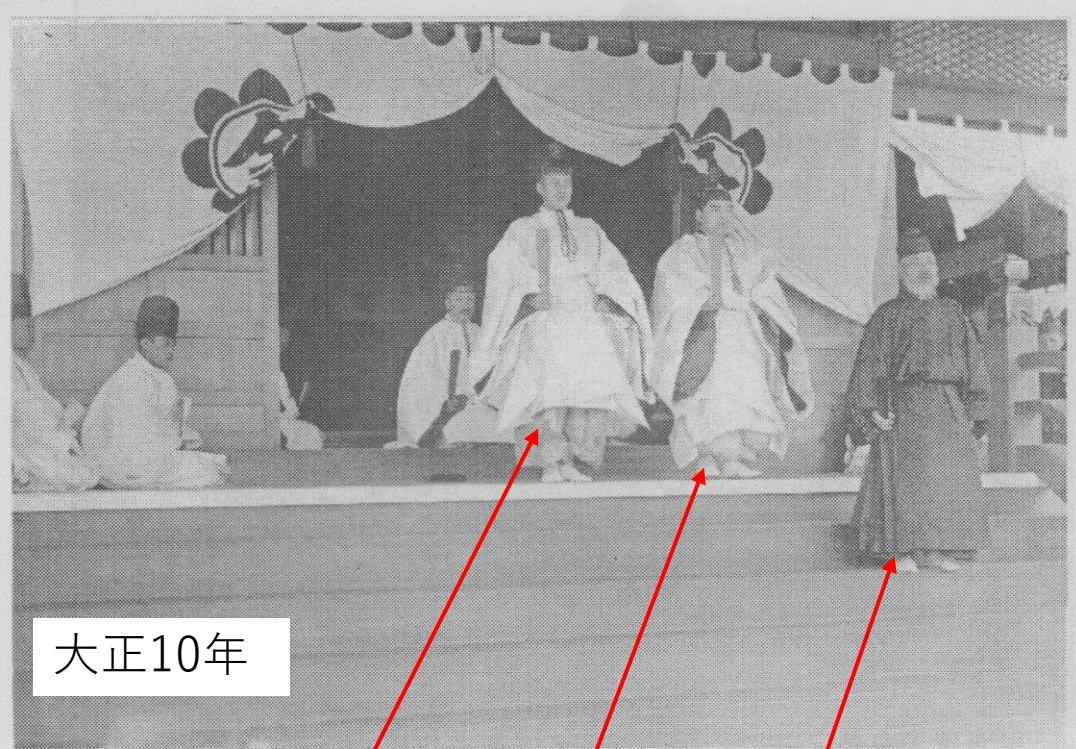
制度調査委員会が、広前奉仕を管長職以上に価値あるものとの規定を試みたのに対し、佐藤範雄は、両者を同列におき、管長金光大陣に進言するところがあった。

教祖御帰幽後ノ大広前奉仕ノ専任職ニ在ル者ト管長ノ大任ニ就ク者トハ今ヤ三十有五年ノ久キ間ニ自然ニ定レリ是ヲ互ニ冒サザルヲ以テ本教将来ノ大計トシ又互ニ神聖ヲ保持スル所以ナリトス此ノ分界ヲ教規教則ノ正文ニスルコト（「大正七年末管長宛進言書」）

（『教団統理者選出の変遷』P45）

並立する管長と神前奉仕者

管長一家邦、初代管長菰雄の子。
副管長一攝胤、神前奉仕者。
神前奉仕は、教祖→宅吉→攝胤と継承。



大正10年

大教会所新築落成祝祭の時
管長、副管長金光攝胤さま、宿老佐藤範雄師

2020.07P5

『教団の独立の意義を考える』P22.橋本真雄.2000

「金光様」になった攝胤、お上から任命された家邦管長

昭和5(1930)年、明治26(1893)年から37年間毎日神前に座り続けた攝胤は信者たちから「金光さま」と尊称され、「生神さま」と信仰されるようになっていました。それに対して管長家邦は信者とはもちろん、教会長とも日常接することのない、ただ祭典の時に顔を出す人でした。

そのような中で家邦管長は「金光様」と尊称される攝胤の存在によって自分の管長という立場が脅かされるような危機感を覚えるようになっていきます。そこで、家邦管長自身が神前奉仕を月に3日、それも1時間だけ行うことにしたのですが、37年間座り続けている攝胤に対抗出来るわけもなく、誰も来ずに止めてしまったそうです。

そんな中、教団独立三十年祭(昭和五年)における教団独立特別功労者表彰が行われることとなります。表彰者の中に神前奉仕者攝胤も含まれていたのですが、自分は何の功もないと断ってしまいます。

そこで、昭和9年に「御礼之会」というのを教会長たちが作ってその功をねぎらおうとしたのですが、これも断ってしまいます。

ところで何故このようなことが行なわれたのかというと、一般の教師・教会長でも管長に直接面談する機会が無く、その人格的な中身については無知で、ただ教祖さまの直系の孫で、お上(国家)から任命された最高の地位のお方である、という程度の認識でありました。したがって信者達にいたっては、祭典に参拝して遠くから見ることのできる、自分の信心にとっては無関心の人であります。そのお方とは対照的に、毎日欠かさず神前でお取次奉仕をされる金光攝胤副教会長

こそ「金光さま」と尊称され、「生神さま」と信仰され、全教の信奉者から親愛をささげられる存在でありましたから、金光家邦管長は、そのことを最も恐れて、「お結界で奉仕する時は、すべて金光さまと呼ぶこと」「大教会所副教会長は複数とし、交替して神前奉仕を行なう」或いは「大教会所の神前奉仕は、大教会長の代理である」などと宣言して、管長自身が結界に座られたこともありましたが、誰も取次を願う者がなかったので止めてしまわれるという一幕もありました。(『教団の独立の意義を考える』P22)23

その結果は、ますます深くなるのは神前奉仕者への畏敬の念であり、逆に管長家邦の存在は影が薄くなるばかりの状況になっていきます。

そこで家邦の取った挽回策が攝胤の誹謗中傷記事を配布して、その存在を貶めることでした。しかしこれはすぐにその犯人が家邦であることが分かり、逆に攝胤の存在を安定したものにする活動を招くこととなります。

その活動の成果として、昭和10年に制定された大教会所規則において「大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯ヲ許サザルモノトス」とされ、「神前奉仕」の役割が明文化されます。そして、その行為は「金光大神御覚書」の中で「取次ぎ」と表現されていること、また教祖が農業を止めてそれに専念せよとの神の願いを受けた時が「立教」の時だということが自覚されます。この動きを金光教では「教団自覚運動」と呼んでいます。

昭和九・十年事件を中心として、昭和16年教規の成立に至るまでの、前後約10年間に亘る教団の動きの中から、本教の中心生命は、国家が任命した管長の教団統治にあるのではなく、教祖以来、連綿と受継ぎ現されてきた大教会所の神前奉仕（結界取次）にこそあることが確認された。この点を踏まえて、約10年間に亘る教団の動きを、第2次世界大戦後、教団自覚運動と呼ぶようになった。（『本科講義資料教団史改訂版3』P24）

広前奉仕者は正統の資格を体していたところに信奉者の信望は増していったが、その信望を確固不動のものに築き上げる端緒になったのが教団独立三十年祭（昭和五年）における教団独立特別功労者表彰であった。…広前奉仕者は「何等ノ功」がないと表彰を辞退した。…辞退によって表彰を断念せざるをえなかった教政関係者らは、続いて広前奉仕在任四十年の功労を称え、昭和九年三月、形を変えて「御礼之会」を発足させた。だが、教政者たちの要望は再度退けられた。…表彰辞退の事態に直面して、教政関係者は広前奉仕者に教祖の信心が伝承されているすがたを眼のあたりにみ、教祖の信心をあらためて自覚することとなった…家邦管長の威信は半減せざるをえなかった。…ここに管長の権威を保持し、且つたかめる方法は、ただ一つ広前奉仕者の失脚以外には考えられなかった…（『金光教学』13号P63）

『国粹新報』（昭和9年）八月二十日の記事

偽生神金光攝胤は / 何年たってもタダの攝胤 / 管長様が御結界なすってこそ / 真の生神様だ / 攝胤の結界は営業政策
悪党偽生神金光攝胤が、金光教大広前の結界から四十ヶ年一步も外に出なかつたと云って、信者達は有難涙を流して喜んでいますが、善男善女とは云いながら、気のよいのにも程がある。/ 金光攝胤は四十ヶ年の結界跌座で、マンマと生神様を勝ち得たのであるが、結界から一步も出ない生きどうしの行は、教祖様や管長様がなさってこそ、真の生神様として尊敬すべきものであって、御結界跌座の行を代理人の攝胤が何十年やった所で、決して生神になれるものではない。即ち何年経っても攝胤はタダの攝胤、所謂偽生神である。（中略）かくて考えて来ると、偽生神金光攝胤こそは悪党の元祖、悪魔の権化で、絶対に人間の風上に置ける代物ではないのである。（『本科講義資料教団史改訂版3』P21. 2005. 金光教学院）

国粹新報事件を発端として、昭和9年から10年にかけて、管長退任を求める全教的な運動が展開された。これを昭和九・十年事件と呼ぶ。（『本科講義資料教団史改訂版3』P22. 金光教学院. 2005）

明確にされた「取次ぎ」と「立教」

金光教では昭和16年に教規が改正されて管長の選出が選挙制に変わり、同年に行われた選挙に依って金光攝胤が管長に就任し、敗れた金光家邦は「天地金光教」を作って分離します。

信仰の継承者と国の制度上の最高権力者並立の矛盾

そもそもこの問題の原因は、明治時代においては慶応4年3月に出された祭政一致の布告、「王政復古神武創業ノ始ニ被為基(もとづかせられ)」ということで天皇家に繋がる神ではない教祖の教える神を説くことは許されず、そのため天皇家に關係のある神名を表に出して布教の許可を受けました。そして「三条教憲及慎誠十二条に則り惟神の大道を宣揚すへし(神道部属金光教会明治18年教則)」という目的が掲げられました。この組織の長が金光菘雄であり、一派独立後は勅任官という高級公務員と同等の待遇を受ける管長になりました。「国家の権力によって動くところの管長、管長権という別の原理で支配される」教団がそこにはあります。しかし同時に教内には教祖の信仰を受け継ぐ要素も存在します。金光教の場合は幸運にも教祖直系の金光分家が数十年間にわたり神前奉仕という地味な仕事を果たし続けました。そして「生き神様」「金光様」という尊称を自然と受けることになりました。教祖の後継者と国の末端支配者である管長を一つの教団の中で両立させることは難しい。その調整法として、教祖の後継者が管長も兼ねるという形で金光教はこの問題をクリアしました。

では天理教はこの問題にどのようにして対応したのでしょうか。

主題の金光様の御取次のことですが、《※大教会所規則(昭和10年6月1日)の》第五条に「大教会所ノ神前奉仕者ハ金光教祖ノ系統ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中ニ就キ云々」と述べられて、そしてその意義は、第六条に「大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯ヲ許サザルモノトス」とこうあげてあります。大教会所の神前奉仕というこの御用は、本教の最も高い、至高です。ね、最高の聖務、尊い務め、神聖な務めであって、他の侵犯、他から絶対に侵してはならぬという、こういう言葉で表現されている。初めて金光様がなさっている教祖様以来のこの御取次の御用ということが明確に現わされた。これもさきに申しましたように、そのときはまだ御取次という言葉ではよういわなんだ。「神前奉仕」というふうに、その形の方からようやく表現しておった。……それは立教神伝において取次と仰せられ、あるいは元治元年の神伝において取次と仰せになっておるあのことであるとハッキリ自覚せられるようになって、こんにちのように「取次」「取次」といわれるようになった。

立教神伝も、まだ公式には発表されていませんでした。あの運動の結果、だんだんこの御神伝の意義が認識され、昭和十六年の教規によって、教典中に公けにされたのであって、それまでは正面に出ていない。おかしな話であります。が、教祖の御立教の年もながらもはっきりせず、現に教祖三十年大祭のときに本部からだされた印刷物には、教祖の御立教は安政二年となっておる。万事がそんなような状況でありましたから、御取次のことも、事実としては本教信仰の中心の力として、生きた働きをしてきておりながら、明確な自覚になっていないというありさまでした。それがここに、教規にはっきり表現せられることになったのであります。

(『教団』P52)

「管長ハ本教最高ノ栄位」と改訂、管長と神前奉仕者とが同じ人になられることによって、両原理のはたらきを調整する

この神前奉仕の御用が本教至高の聖務であって、他の侵犯を許さないということになると、管長の方はどうなるか。管長が国の制度上一教統理の最高権力者であることは変りがない。そこで管長のところの規定が同時に改められて、こんな表現になっている、「管長ハ本教最高ノ栄位ニシテ、本教規ニ依リ本教ヲ統管ス」と。一方は至高の聖務、一方は最高の栄位です。

だが、こうなると、この両者の関係はどうなるか。一方は信仰の問題、一方は教団政治の問題といってしまうえば、抽象的に考えれば、それで少しも問題にならぬようにみえるかも知れぬが、具体的に教団の運営について考えると大問題です。本教が宗教であり、信仰により、信仰のために働きをしていく教団である以上、その運営統理も当然信仰の中心にもとづかざるを得ぬはずであります。であるのに、その統理は、国家の権力によって動くところの管長、管長権という別の原理で支配されるというのですから、大いに問題である。しかし国家が管長制度をとっていた当時においては、これを根本的に解決する道はない。してみると、当時の法のもとで考え得ることは、せめて、管長と神前奉仕者とが同じ人になられることによって、両原理のはたらきを調整するということが、まあギリギリの線ですね。そこへもっていくほかに道がないということになるわけです。（『教団』P54. 大淵千仞. 1968. 金光教本部教庁）

金光教における「取次」の意義－取次ぎ者と信者が共に神の思いに沿った生き方を自己反省的に求める

金光教は、一般教会でも会長と信者の間で「取次」が行われています。また、教祖が寄進勸化を禁じたため、信者に献金を求めません。

金光教の救済方法は、宗教者と信者との一対一の信仰的対話「取次」である。これは、相談やカウンセリングとは全く違う。取次の場には超越的な神の力が働いているとされ、それゆえ、宗教者（取次者）が“相談に対する答え”を押しつけることはない。取次者が信者の願いを神に取り次ぎ、各人が置かれた個別具体的な「難儀」に合わせて、両者が共に神の思いに沿った生き方を自己反省的に求めるのである。こうして、取次が神との対話になることが重んじられる。したがって、取次者は、神と信者が親子のように通い合う交流の妨げにならないよう努め、自身が権威化し、自身に依存させないよう注意深くあらねばならない。また、取次を通して、信者の願いが「我情我欲」なものになっていないか問い返され、願望の実現が優先されるのではなく、願いがどうあればよいか、神との関係上で問わされる。／ 取次では、さまざまな困難を抱えた人々に向き合い、その人の信仰や「いのち」のありようが尊ばれるため、たとえば、子孫を残せない人々の生のあり方を一方的に評価し価値づけることはない。2018年には、国内外の性的少数者（宗教者・信者）によって構成された「金光教LGBT会」が金光教本部から承認を得てもいる。／ 金光教の歴史においては、金光大神在世中から女性布教者が積極的に活躍し、多くの弟子を育てた。現時点での宗教者数は、男女ほぼ半々である。さらに、金光大神が、困窮する民衆からの寄進勸化を禁じたため、献金に関する規定や強制はなく、献金はしてもなくてもよい。もちろん、献金は救いの条件とはならず、すべてが信者の思いに任せられている。会費も存在しない。／ このような寛容性は、金光大神自身が自らをどこまでも有限な人間と自覚し、自らの限界を見つめる内省を重んじる伝統に培われた金光教の特徴である。金光大神の「凡夫の自覚」は、結果的に、自身が権威化することに対する戒めとなり、「土を掘る百姓」という自己意識で生きた。（「統一教会における家族・結婚・性－金光教の立場から考える」藤本拓也、『これだけは知っておきたい統一教会問題』P244. 東洋経済新報社. 2023）

戦前の宗教団体において、管長制は、その宗教が持つ本来の意義よりも、国が宗教を支配する力が優先する制度であったことが、下の文を読むとよく分かります。

管長制というものは、これは戦前までの国の宗教制度の根本をなしていたものであります。明治十七年から昭和二十年の終戦に至るまで、この管長制が国の命ずるところによって定められておりました。……その内容はどのようなものかという、結局各教宗派には管長を置かなければならない。その管長はその宗教の教師の任免、進退を行なう権限がある。そしてそれを行なうについての抛りどころとなる規則を定めなければならない。また、管長はどのようにきめるか、そのきめ方も教規に定めねばならぬ。しかしそれらの規則、教規の内容も、その定めるところによってきまった管長が就職するについても、すべていちいち政府当局の認可を受けなければならない。さらにまた、管長として行なったことはすべて政府に報告しなければならない、とこのようになっている。つまり、国家が直接宗教を支配するかわりに、各宗教に管長という責任者をおかせる。そして、その管長にその宗教派の運営をしていく権限を与え、人事を行なう権限を与える。しかし、その管長になることについても、権限を行なうことについても、一切認可を受けさせる。こういう仕組みで間接に宗教を支配する。統制するわけです。…… / 管長制度という形において宗教統制が行なわれておったのです。従って、いねば管長というのは、国家の宗教を統制する機能を代行する仕組みなのです。すなわち、管長権というものは、国家の権力の一部を委任を受けたものであった。これが終戦まで日本の宗教には課せられておった。それによらなければ宗教としては存在することが許されなかった。…… / ところが、宗教というものは一体どういうものにかといえ、これは本教の場合は先程から申しましたような本教の意義や目的をもっておるわけです。それぞれの宗教はそれぞれの意義や目的があるのです。それは大なり小なり、少くとも国家の権力の問題とは本質的にちがったものなのです。……

教祖様が教団組織について佐藤宿老に「この方は人が助かることさえできればそれで結構である」とおおせになった一つの重大な意味である、と私は思います。教団を組織してお上のお許しを受ける、そうすれば公に布教できるであろうけれども、そのためにいろいろな制約をうけて人が助からないことになったのではなんにもならない、人が助かることが第一だから、それができさえすれば強いて公認されなくてもよい。一番大事なところをはっきりお示しになっておられる。そういうものが宗教には必ずあるはずなんです、戦前までの日本の宗教の在り方はどうしてもそれ一筋になることが許されず、二元的にならざるを得ぬことになっておった。一つはその宗教本来の意義、目的というもの、一つは国が要求する国家権力を代表しておるところの管長による統理、この二つの原理、といっても現実には後者によって、宗教は動かされるという在り方にならざるを得ない仕組みであったわけです。（『教団』P40. 大淵千仞. 1968. 金光教本部教庁）

一派独立と管長制－天理教の場合

明治21年に神道本局部属として認可された天理教は、明治41年に一派独立しました。それに伴い教規も替わり、門に掲げられている看板も「神道天理教会」から、「天理教教庁」と「天理教教会本部」に取り替えられました。

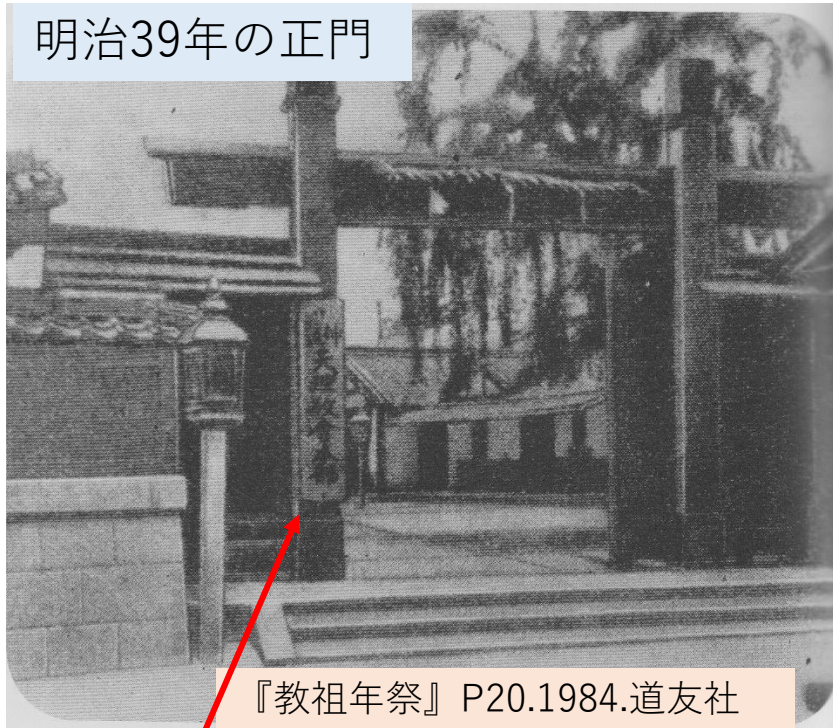


明治21年の写真

際場車停野上京東 日七十月四年一十二治明
亮之眞の影撮てに村松堂強勉師眞寫向局便郵

『稿本中山真之亮伝』 P81.1963.

明治39年の正門

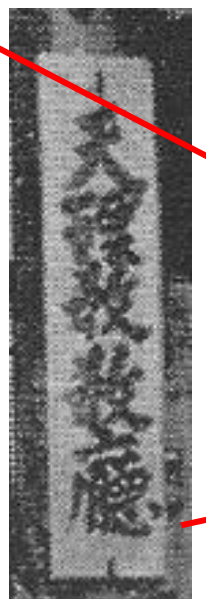


『教祖年祭』 P20.1984.道友社

教会本部の正門 明治39年・1906 The main gate of Church Headquarters-1906



神道天理教会本部

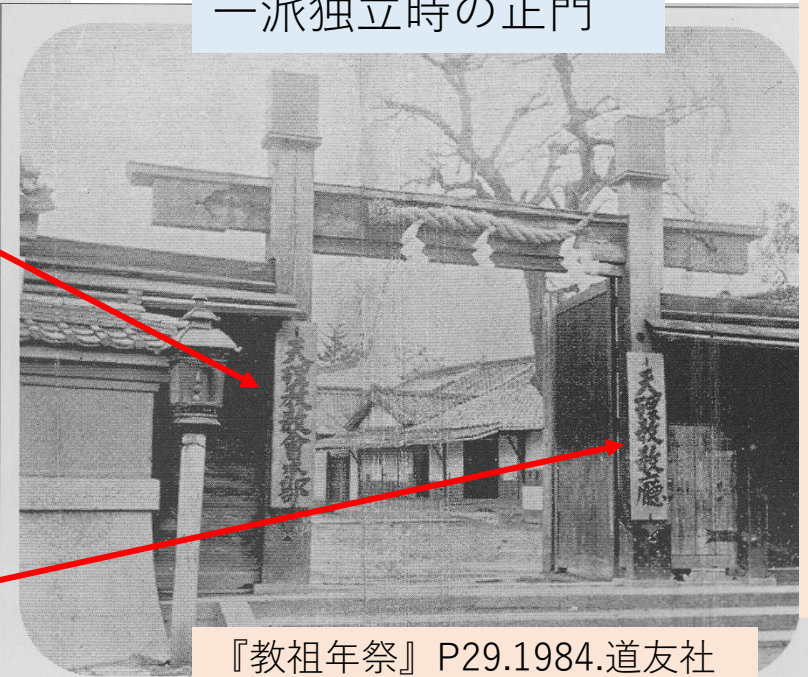


明治39年及び明治41年当時の正門の写真

神道天理教会は明治21年4月に東京府で認可を取り、同年7月に奈良県に移転しました。その教規は／第壹条 本会ヲ名テ神道天理教会ト称ス／第貳条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス……とあります。

天理教教庁の長が「管長」
天理教教会本部の長が「本部長」

一派独立時の正門



『教祖年祭』 P29.1984.道友社

一派独立が認可され、神道直轄天理教会本部は天理教教会本部と改められ、教会本部に天理教教庁が設置された。

大正4年、初代管長中山新治郎から管長摂行者山澤為造へ

天理教では教祖が身を隠されたのち、本席が「信仰上の権威」として明治40年まで存在し、中山新治郎が神道天理教会本部本部長として、建前として本席の指示のもとに動くこととなります。

同40年に本席が亡くなり、上田ナライトがその後継者として授訓を担います。同41年天理教は一派独立し、先述したように、その教規には「管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」とあり、教規上では管長が「信仰上の権威」も併任することとなります。

大正3年、初代管長中山新治郎が亡くなります。翌4年1月新治郎の息子正善が11歳で管長、その摂行者に山澤為造がなります。それは為造が天理教の最高権限者になったことを意味します。

大正7年、おさづけ授訓者がナライトから新治郎の妻であり正善の母であるたまえに代わります。代わる経緯がどのようなものであったかは別にして、授訓者が中山家の人間になったのです。

ここで問題になるのは「授訓者」としての正当な継承理由があるかないかということです。また、摂行者である山澤為造の頭には正善が管長に就任した時点で、「授訓者」を正善にすることもすでに描かれていたと思われます。その場合も正当な継承理由が問題となります。

この問題をどう解決するか、そこに登場するのが、大正8年の「教規講義」にある「教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長（教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』）」です。

後任管長と摂行者決る（大正4年1月21日）

初代真柱様お出直しに就き、後任管長として、中山家嗣子正善様を推薦、一木喜徳郎文部大臣に請願中の処、同四年一月二十一日附、認可あり、同時に正善様未成年の故を以て、一月二日、山澤為造氏を、管長職務摂行者に選定、同大臣に請願中の処、これ又、同日附認可されているのである。
（『潮の如く 上』P157. 上村福太郎. 1959. 道友社）

大正7年7月11日たまえ、おさづけを渡す

去る明治四十年六月より、飯降本席様のあとを受けられ尊いさづけの理を渡されていた上田ナライト様には、お身上となられ、この大正七年三月下旬以来夏に至るも、ずっとお運びがなかった。本部にあっては、一刻とてゆるがせに出来ない世界たすけの上から、いろいろと決議の上、親神様に右の事情を申し上げ、御守護を頂くべくひたぶるの祈願をこめられたのであるが、容易に御平癒の様子は見られなかった。本部にあっては、更に熟議の結果、ナライト様のお身上御全快まで、おふでさきの上から思案させて頂いても、その他、すべての点で尊くあらせらるる初代真柱奥様が、お運び下さることになったのである。初代真柱奥様には、同年七月十一日夜よりその第一回の授訓をお運びなされている。（『潮の如く 上』P178）

天理教は「管長制」と「信仰」にどう折り合いを付けたのか
— 教務と信仰の権限を「真柱」として統一する —

2020.07P11

大正8年7月、2年前に東京帝国大学法科を卒業した31歳の諸井慶五郎が教校において「教規講義」をしています。その主要部分が右に引用したところです。天理教は明治21年に神道天理教会として認可され、明治41年「天理教」として独立します。独立以前というのは21年以降41年までということで、その時代は「教務上の権限」と「信仰上の権威」は神道天理教会の長である「教長」に集中されていた、具体的にいえば中山新治郎のことです。ところが一派独立後は「教務上の権限」である管長と、「信仰上の権威」である本部長に分かれてしまったというわけです。ただ、実態としては、教祖が身を隠された後、本席が「信仰上の権威」として明治40年まで存在します。それゆえに本席の口述記録である「おさしづ」が三原典の一つとされるわけです。この点が右の文章では無視されています。

そもそも明治期の宗教公認において、教務上の権限と信仰上の権威は並び立たない。ですから、教祖亡き後の天理教は本席飯降伊蔵と教長中山新治郎の並立状態で動いていくことになりました。

明治40年に本席、飯降伊蔵が亡くなり、41年に天理教は独立し、その教規には「管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」と書かれます。しかし、繰り返しになりますが、実際は上田ナライトが本席の後継者として授訓を行っています。

この授訓者を二代管長中山正善にするためには、言い換えると「信仰上の権威」を担うためには、その根拠が必要になります。その根拠として「おふでさき」にある「真柱」が持ち出されています。教長、管長である中山新治郎を教祖が「おふでさき」の中で「真柱」として道の後継者に指定していたとすればこの問題は解決します。この解決法を提示したのが右の引用部分の主旨ではないでしょうか。

また、この時点で、現在の「真柱」制度が生まれることになるのであり、それ以前には、具体的に言えば、「中山新治郎＝真柱」という考え方はなかったということになるように思います。

教規制定前即本教の独立以前に於て、教長と云ふ御名前で前管長公の御一身に蒐中せられたる教務上の権限、並に部属一般教信徒に臨まれたる信仰上の権威と云ふものは、此教規の制定によりて少なく共形の上には二分せられたものと観念せなければなりません。即一は行政的教務の首班たる地位に立つべき管長として、一は教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長（教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』）としてあります。如斯（かくのごと）く我が中山家の御当主は、教規上の資格に於て別個の異りたる二つの地位に立たれるのでありますが、元々両資格は只御一人の兼ね有せらるべきものでありまして、他の冒す事を得ざる所に属しますから、我々教徒の仰で以て帰敬を捧ぐるの道に於て迷ふところはなく、要するに『真柱』としての本質に些の軽重を加ふる事とはなりません。国家法制の確立して厳存する以上、直接其支配の下に立つべき一派独立の許可と云ふ行政行為の結果、最早従前通りの慣行を固守すると云ふ事は不可能となりまして、どうしても国家の制度に準拠しなければならぬ必要上、各般の制度に付大に改廃しなければならぬ場合に立至たものが少なくないのであります。（「教規講義」諸井慶五郎.P32. 1919—大正8(1919)年7月27日～8月2日に教校で開催された「第1回講習会講義録」）

大正14年に中山正善が管長に就任します。その時、教規が変わり、「授訓者」は明治41年の「管長」から「本部長」になります。「行政的教務の首班たる地位に立つべき管長」から「教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長」になったわけです。この時、実際の授訓者も「たまへ」から正善に替わります。そこで必要になるのは、「教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』」であることの根拠です。

ただ大正14年には、『おふでさき附釈義』は公刊されておらず、「おふでさき」を根拠とするためには、早急にそれを実行する必要に迫られ、またさらなるその根拠の出版も必要になります。それが『増野鼓雪全集第五巻』(当資料P18)であったわけです。

【天理教教規（大正14年5月改廃認可）】

第五章 職員

第二十二條 教庁ノ職員ハ左ノ如シ

／幹事長／幹事／録事 ー中略ー

第二十七條 教会本部ノ職員ハ左ノ如シ
本部長／執事

第二十八條 本部長ハ教会本部ノ教務ヲ監理ス

第二十九條 本部長ハ執事ヲ命免ス

第三十條 本部長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス

ー中略ー

教会規程

第一章 教会本部 ー中略ー

第四條 本部長ハ管長之ヲ兼ヌルモノトス

管長御就職奉告祭は、真柱様の御誕生日である花曇りの四月二十三日、午前九時より、実に厳かに執り行われた。即ち、式は、午前七時三十分の、第一号砲で以て、教師集合所へ参集、同八時三十分の第二号砲で以て、教師祭場へ登場、午前九時、鈴木奈良県知事外数多来賓着席に次いでくりひろげられたのである。（『潮の如く.上』P230）

【中山正善が2代管長に就任以後、おさづけを渡す】《行政的教務の首班たる地位に立つべき管長として、一は教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長(教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』)》の統一

【授訓者たる根拠一覽】

教祖(生き神)

⇒本席(飯降伊蔵).「どうも今の処の仕事場と言うた事を消して、本席と定めて渡そうと思えども、このまゝでは残念々々。さあさあ本席と承知が出けたか／＼。さあ、一体承知か。」(「真之亮より、飯降伊蔵の身上差上げ」)(明治二十年三月二十五日)

⇒上田ナライト. おさしづ「今日から十分のさづけを渡す。くはしい事いらん、あしきはらいのさづけや。今日からは十分さづける、あとはぜんのかたどほりや。」(明治四十年六月六日)

⇒中山たまへ. おふでさき「7号72. なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるて急をしいかり」

⇒中山正善. おふでさき「3号8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい」(中山新治郎が「真柱」)

「おふでさき註釈」は正善が授訓者であることの根拠を示している

本席飯降伊蔵は、自分のことば「おさしづ」で、教祖の後継者本席の地位に就きます。上田ナライトは、「おさしづ」によって本席の後継者となります。そして正善は「おふでさき」を根拠に授訓者になります。ただ、明治20年の時点で、「おふでさき」三号8. の「しんのはしら」は新治郎であるという解釈が行われていれば、教祖の後継者は本席ではなく新治郎になってしかるべきではなかったかという疑問が湧いてきます。新治郎は教祖が決めた後継者ではなかったからこそ、飯降伊蔵が本席になったのです。とすれば、三号8. を「此の『しんのはしら』とは初代管長を指さる」という解釈は、昭和3年での新説だったのではないのでしょうか。

「是は庄屋敷の真柱、真之助やで」という教祖のことばは、昭和4年の『増野鼓雪全集.5』に初めて出てきます。そしてそれは明治36年までの記録である『正文遺韻』にあるとされ、昭和12年に発行された『正文遺韻』(山名大教会.諸井慶五郎編)に当然ほぼ同文で出ています。

この教祖のことばは『正文遺韻』(P59.12年版)「御秀様死去」(『増野鼓雪全集.5』では「本部長奥様」)のところにも出ています。そこに「御出直し」という言葉があります。死を意味する「出直し」は、大正期にできた天理教用語で、それ以前には使われていません。当然『正文遺韻』も「死去」「長逝」という言葉が使われ、「出直し」は使われていません。ここだけ「出直し」なのは、この部分は大正期以降に書かれたのではないかという疑念を生じさせます。

【昭和3年釈義】三号 八、親神が心からせきこんであるのは、中山家の後継者であって将来此の道のしんばしらとなる人を、早くぢばに引き寄せたいことである。註此の「しんのはしら」とは初代管長を指さる。

【昭和3年「おふでさき講習会録」】親神様は櫛本の梶本家の三男真之亮様がお生れにならぬ前から、こんど生れる子はお道の真柱となるものだから、真之亮と名を附けると仰せられて、将来中山家の後継者であってお道の真柱となる可き人であると御決めになって置かれた……

【昭和4年『増野鼓雪全集.第五巻』.昭和12年『正文遺韻』】亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は庄屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられましたさうでござります。

【昭和4年『増野鼓雪全集.第五巻』P201、昭和12年『正文遺韻』P59。

一『増野…』『正文…』では漢字の表記など若干異なる、下の引用は『正文…』】

明治三年には、秀司様の娘子、おしう様と申す御方が、十八才にして御出直しに相成りましてござります。一中略一

又、つとめのどうしんと聞かせられましたは、いかなる埋か、はかられませんが、此おしう様のたましひを、七年後に、又候、今度は本妻をお迎へになつて、その御腹へやどしこみになりまして、お生れになりましたのが、只今の御本部の奥様でござります。

御名前は、玉恵様と申し上げまして、この御方、御生れになりました為に、神様が大層つとめをおせきこみになつて、御筆におつけ被遊た事を思ひますると、つとめのどうしんとはさきの事を仰置被下たのかとも、おもはれます。

実に神様は『見えてからといてかゝるはせかいなみ、みえぬさきからといておくぞや』と御筆にあります通り、先へ／＼と、仰有つておいて被下ます事で、彼のいきのきれた小児、亀松様をだき上げて、是は庄屋敷のしんばしら、しんの助やでと、被仰た事と、このつとめのどうしんと被仰し事とは、好一對のおはなしでござりまして、御二方とも、則ち一度の御出かはりをなして、後には神様の仰有る通り、おやしきの真、つとめのしんとなつて、お治め下されますといふは、実に神様の思召の深遠なる処は、恐れ入るの外はござりません。

ここまで述べてきたように、「おふでさき」3号には道の後継者の意味と思われる「しんばしら、しんのはしら」という言葉があり、その意味を定めているのが『おふでさき註釈』(以下『註釈』)です。ところが『註釈』が出来た昭和3年の翌4年に「真柱=こかん」とする説を記したものがあります。

教会本部編「おふでさき」が註釈付きで公刊された翌昭和4年に出版されたのが、『神の実現としての天理教』です。この本は平凡社という一般書店から出ています。その中、3号8については、「註釈」とほぼ同内容ですが、11号31の解釈として『道の真柱』と定められたる小寒子」と記しています。

また、同じ昭和4年刊の『増野鼓雪全集.22』に入っている「小寒子略伝」には、帰幽前「十年の間若き神と云ふ」という「おさしづ」の言葉が引用され、教祖と信者間の取次の役を果たされていたことが書かれています。

十一号 三一 このものに月日よろづのしこみするそれでめづらしたすけするのや。
三二 このことは一寸のことやおもうなよこれ日本の古記なるのや。

神に選まれ、教祖に愛せられて、将来「道の真柱」と定められたる小寒子が、三十九歳にして迎へ取られたのは何を意味するか。蓋し神意に違背するものは、何人にてても斯の如くなるべしといふ神の御思召を知らせんがためである。これを普通人間にすれば、三四十歳以下にて死するものは、あり勝ちのことにしても、左程注意に値ひするに足らざるも、ただこの出来事が、教祖の御愛女にして深く神に眷顧せられたる小寒子に起ったので、注意すべき事実となったのである。愚意を以てこれを考ふるに、小寒子の死は、神がその賞罰の大公至正なることを実証し給はんがために、故(ことさ)らに斯くなさしめ給うたのではあるまいかと思ふ。然らば小寒子は、後必ず出直し来って「道の真柱」となり給ふべき日が到来するかと信ぜらるゝ。「日本の古記」中の重大なる一大事実であると宣給ふ所以は、蓋しこゝにあるのである。(『神の実現としての天理教』P233. 中西牛郎. 平凡社. 1929)

小寒殿が久しい修行に堪へて、神懸りのある身となられたことは事実であるが何時頃から如何にして、其の地位を得られたのであるかは分からない。唯後年御本席に神懸りがあつて「**十年の間若き神と云ふ**」また「若い神小寒と云ふ十年間と云ふ」の御言葉に依つて、**帰幽前十年間であったことが分かる**に過ぎない。／ 帰幽の十年前と云へば、慶應元年であるが、飯降氏が入信せられた時に、小寒殿からお話を承り、後小寒殿から扇の伺を頂かれたことより考へると、其の当時既に小寒殿に神懸りがあつたものと思はれるのである。／ 所が元治元年と云へば、御教祖が長らくの暗がりの道を通つて、曙光を認められた時であり、本教が人々に伝へられた年である。飯降氏を始め榊井、山中、山澤等の方々が、入信せられたのも此の年である。

此の方々が御教祖の教化を受けられたことは、云ふ迄もない事であるが、直接には多く小寒殿に接して、教えを聞かれた様である。何故なら御教祖の御言葉は、予言神秘に充ちてをって、初信の者には容易には理解できない節々が、間々あつたのである。それで**小寒殿は多く御教祖と信者の間にあつて、取次をせられた点から思ふと、御教祖の御言葉を人々に理解できるやう諭されたものと思はれる**。(「小寒子略伝」『増野鼓雪全集. 第22巻』P15. 1929. 増野鼓雪全集刊行会)

明治二十三年四月二十日（陰暦三月二日）午前四時 刻限御話 一略一

同日、続いて親類一同伺（梶本、山澤伺） 一略一

同日午前八時、中山会長の御伺

さあ／＼呼び取りて話す。大抵は皆分かりてある。世界の処も大抵は分かりてある。いんねんというも分かりてある。神一条の道、親族事情の理、在姿の事情これ第一。三つの理をしんばしらはよう聞いて置かねばならんで。神一条の支配は、親族の事情と、いんねん事情と、しんばしらの事は親族へ。このやしきのしんばしらと成るといのは、生れ出ん先からのいんねんの事情、一つの理。分かん先から先にしんばしらと言うも、前々より諭してある。又この席というものは、何から出来て来たものや。この事情いんねんというは、神一条の道は連れ帰るといのはいんねん、皆一軒限りの在姿の理を見て、大抵々々分かりてもある。

『おさしづ研究.上』(山本久二夫.中島秀夫. 1977.道友社)P218、上記「おさしづ」の大意と解説

このやしきで真柱になるということは、生まれる前からの深いいんねんによることなのである。男か女かもわからないような、生まれないさきから、真柱と言ったのも、実は深いいんねんがあるということを経験したのにはほかならないのであって、こうしたことは、前々から諭してあるはずである。

また、今こうして指図をしている本席が、どうして本席になったかということは知ってもいるであろう。これも、深いいんねんがあつてのことである。そもそも、神一条の道というものは、たすけ一条のために、神がそれぞれ人衆を引き寄せることによって、つけられて行くものであり、このように、ちばへ連れ帰るといふことについては、深い神の思いのあることを知らなければならない。そのことは、一軒々々それぞれか、現実にこのように成ってきている理から思案して、たいてい、わかっているであろう。

一中略一

註

(1) この「おさしづ」は、同日午前四時に下された「刻限御話」に関係する一連の伺いに対するものの一つである。

明治二十三年より、教祖五年祭の準備、ならびに初代真柱様の御結婚によって、おやしきの拡張ふしんが始まっている。かくして、おやしきは、だんだん広がって行くが、こうした大きな御仕事の中心に立たれたお若い初代真柱様を思って、親族の者があれこれと気づかわれるのは、情として自然のことであろう。しかし、理の上からすれば、そのような情の上からの思案は必要がないということを諭されたものであろう。

一中略一

(3) 初代真柱の御誕生は、慶応二年五月七日であるが、その前年、教祖は次のように仰せられたと伝えられている。

「今度、おはるには、前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの真之亮やで」（「稿本天理教教祖伝」六六ページ）